結果の概要

【事業所調査】

1 リスクアセスメントに関する事項

リスクアセスメントを実施している事業所の割合は 47.5%[平成 25 年調査 53.1%]となっている。 実施内容(複数回答)については、「作業に用いる機械の危険性に関する事項」が 59.6%と最も多く、 次いで「交通事故に関する事項」が 55.8%となっている。(第1表)

第1表	リスクアセスメントの実施の有無及び実施内容別事業所割合
-----	-----------------------------

													(単位:%)
							実施内容(社	复数回答)]	
区分	事業所計		セスメントを している	作業に用い る機械の危 険性に関す る事項	作業に用い る化学物質 の危険性・有 害性に関す る事項	腰痛のおそ れのある作 業に関する 事項	熱中症予防 に着目した 暑い場所で の作業に関 する事項	高所からの 墜落・転落 に関する事 項	交通事故に 関する事項	左記以外の 事項	不明	リスクアセ スメントを実 施していな い	不明
平成27年	100.0	47.5	(100.0)	(59.6)	(27.5)	(39.2)	(49.2)	(37.1)	(55.8)	(18.4)	(0.4)	51.2	1.4
(事業所規模)													
1,000 人以上	100.0	73.2	(100.0)	(76.5)	(66.4)	(55.9)	(41.6)	(57.4)	(31.5)	(35.0)	(0.1)	26.4	0.4
500~ 999人	100.0	68.8	(100.0)	(71.4)	(59.4)	(53.8)	(45.4)	(46.3)	(39.4)	(21.9)	(0.1)	30.5	0.6
300 ~ 499人	100.0	73.8	(100.0)	(73.4)	(47.8)	(52.6)	(43.9)	(47.2)	(44.0)	(27.6)	(-)	25.9	0.4
100~ 299人	100.0	64.1	(100.0)	(62.3)	(35.5)	(51.5)	(43.6)	(37.7)	(41.6)	(23.0)	(0.3)	35.2	0.7
50~ 99人	100.0	60.6	(100.0)	(57.8)	(26.1)	(46.7)	(47.6)	(34.2)	(51.1)	(18.7)	(0.5)	37.9	1.5
30 ~ 49人	100.0	51.3	(100.0)	(64.3)	(28.7)	(42.7)	(51.5)	(38.6)	(55.1)	(18.1)	(1.0)	47.7	1.0
10~ 29人	100.0	43.4	(100.0)	(58.0)	(25.9)	(35.3)	(49.7)	(36.9)	(58.6)	(17.6)	(0.3)	55.1	1.5
(産業)													
農業,林業(林業に限る。)	100.0	77.9	(100.0)	(88.0)	(3.3)	(20.1)	(74.8)	(45.9)	(40.9)	(30.4)	(-)	21.3	0.8
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	79.0	(100.0)	(87.0)	(18.9)	(39.8)	(60.9)	(68.7)	(64.0)	(16.6)	(-)	21.0	-
建設業	100.0	85.8	(100.0)	(80.7)	(22.8)	(39.0)	(86.7)	(76.2)	(73.5)	(19.3)	(-)	13.8	0.4
製造業	100.0	62.8	(100.0)	(86.9)	(44.4)	(38.9)	(46.2)	(35.0)	(32.8)	(12.2)	(0.6)	36.2	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	86.1	(100.0)	(75.5)	(42.2)	(39.5)	(62.1)	(74.7)	(61.3)	(38.4)	(-)	13.9	-
情報通信業	100.0	13.5	(100.0)	(15.8)	(5.7)	(28.3)	(30.9)	(35.5)	(64.9)	(27.5)	(-)	86.3	0.2
運輸業,郵便業	100.0	66.7	(100.0)	(46.4)	(14.1)	(28.5)	(41.3)	(36.1)	(84.5)	(11.4)	(0.5)	31.5	1.8
卸売業, 小売業	100.0	36.1	(100.0)	(56.3)	(23.6)	(39.7)	(37.4)	(38.4)	(62.0)	(13.2)	(0.2)	62.3	1.6
金融業,保険業	100.0	19.6	(100.0)	(2.4)	(9.7)	(14.3)	(26.8)	(9.2)	(86.9)	(26.1)	(-)	79.3	1.1
不動産業,物品賃貸業	100.0	31.0	(100.0)	(57.7)	(19.9)	(32.5)	(47.9)	(32.1)	(57.2)	(22.5)	(-)	67.9	1.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	36.8	(100.0)	(53.2)	(51.0)	(24.9)	(52.6)	(45.3)	(57.7)	(20.2)	(-)	63.0	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	34.5	(100.0)	(67.7)	(35.5)	(43.0)	(53.7)	(32.5)	(49.3)	(16.4)	(-)	65.3	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	43.1	(100.0)	(65.8)	(25.4)	(29.7)	(46.5)	(23.4)	(43.0)	(12.5)	(-)	55.5	1.4
教育, 学習支援業	100.0	26.9	(100.0)	(20.2)	(17.9)	(14.1)	(32.3)	(9.1)	(59.2)	(18.4)	(0.4)	72.1	1.0
医療,福祉	100.0	52.8	(100.0)	(25.4)	(21.1)	(58.3)	(30.7)	(5.0)	(38.9)	(36.5)	(1.2)	43.2	4.0
複合サービス事業	100.0	39.8	(100.0)	(29.1)	(4.3)	(15.8)	(39.2)	(8.9)	(86.8)	(20.3)	(-)	60.1	0.2
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	57.3	(100.0)	(53.5)	(28.5)	(37.9)	(66.1)	(50.3)	(61.8)	(21.9)	(8.0)	41.6	1.1
平成25年	100.0	53.1	(100.0)	(54.4)	(15.4)	(35.9)	(48.7)	(···)	(···)	(42.7)	(0.4)	46.7	0.2

注:実施内容(複数回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢が一部異なるため、比較には注意が必要である。

また、リスクアセスメントを実施している事業所のうち、「作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項」について、リスクアセスメントを実施している事業所は 27.5%[同 15.4%]となっている。このうち、リスクアセスメントのツールであるコントロール・バンディングの認知状況をみると、「コントロール・バンディングを知っている」事業所の割合は 35.5%[同 22.3%]となっている。(第2表)

第2表 コントロール・バンディングの認知状況別事業所割合

区分	作業に用いる化学物質の性に関する事項について ントを実施している。	リスクアセスメ	コントロール・バン ディングを知っている	コントロール・バン ディングを知らない	不明
平成27年 (事業所規模)	[27.5]	100.0	35.5	61.0	3.5
(争未所观候) 1,000 人以上	[66.4]	100.0	79.9	19.4	0.8
500 ~ 999人	[59.4]	100.0	58.4	37.4	4.2
300 ~ 499人	[47.8]	100.0	58.9	38.0	3.2
100 ~ 299人	[35.5]	100.0	51.8	42.3	5.9
50~ 99人	[26.1]	100.0	40.1	57.0	2.9
30~ 49人	[28.7]	100.0	31.4	62.2	6.3
10~ 29人	[25.9]	100.0	31.9	65.6	2.5
平成25年	[15.4]	100.0	22.3	76.8	0.8

注:[]は、「リスクアセスメントを実施している事業所」のうち「作業に用いる化学物質の危険性・有害性に関する事項」について、 リスクアセスメントを実施している事業所の割合である。

リスクアセスメントを実施していない事業所について、実施していない理由(複数回答)をみると、「危険な機械や有害な化学物質等を使用していないため」が60.9%と最も多く、次いで「十分な知識を持った人材がいないため」が22.3%となっている(第3表)。

第3表 リスクアセスメントを実施していない理由別事業所割合

(単位:%)

					実施して	いない理由(複数回答)		(単位:%)
区分	を実施し	セスメント ていない 听計 1)	十分な知識 を持った人 材がいない ため	実施方法が 判らないた め	労働災害が 発生してい ないため	法令を守っ ていれば十 分なため	危険な機械 や有害な化 学物質等を 使用してい ないため	その他	不明
平成27年	[51.2]	100.0	22.3	17.2	18.5	11.3	60.9	11.4	4.6
(事業所規模)									
1,000 人以上	[26.4]	100.0	17.2	10.1	5.9	6.1	66.1	12.7	4.2
500 ~ 999人	[30.5]	100.0	13.1	5.4	5.3	7.2	73.5	15.0	0.9
300 ~ 499人	[25.9]	100.0	18.7	9.5	10.0	9.1	65.5	13.2	5.4
100 ~ 299人	[35.2]	100.0	22.4	13.4	7.9	8.1	66.6	14.9	1.2
50 ~ 99人	[37.9]	100.0	21.4	16.3	13.1	9.3	59.5	14.3	2.5
30 ~ 49人	[47.7]	100.0	29.7	18.0	13.4	11.2	59.7	10.9	3.6
10 ~ 29人	[55.1]	100.0	21.1	17.4	20.4	11.6	60.9	11.0	5.1
(産業)									
農業,林業(林業に限る。)	[21.3]	100.0	34.5	5.6	3.8	7.7	37.0	26.6	-
鉱業,採石業,砂利採取業	[21.0]	100.0	67.2	35.9	7.8	-	28.1	2.3	-
建設業	[13.8]	100.0	19.8	13.9	42.2	10.0	57.2	7.4	1.0
製造業	[36.2]	100.0	35.9	24.1	18.7	15.3	38.7	15.2	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	[13.9]	100.0	4.3	-	17.1	5.8	62.6	25.4	6.7
情報通信業	[86.3]	100.0	14.2	12.1	16.0	10.6	80.4	4.4	3.1
運輸業,郵便業	[31.5]	100.0	25.9	7.8	24.7	14.4	56.1	18.0	8.0
卸売業、小売業	[62.3]	100.0	17.8	19.6	15.3	8.2	65.3	7.6	5.9
金融業,保険業	[79.3]	100.0	5.8	6.5	6.7	5.9	80.1	15.2	3.4
不動産業,物品賃貸業	[67.9]	100.0	17.5	13.1	14.4	7.8	75.4	6.6	6.0
学術研究,専門・技術サービス業	[63.0]	100.0	11.9	17.7	35.0	23.3	66.0	7.0	4.1
宿泊業,飲食サービス業	[65.3]	100.0	31.3	20.5	21.6	14.6	52.1	13.0	6.1
生活関連サービス業、娯楽業	[55.5]	100.0	28.3	11.9	14.4	10.2	45.9	16.6	7.4
教育, 学習支援業	[72.1]	100.0	20.9	10.2	20.0	9.4	65.0	14.9	3.5
医療,福祉	[43.2]	100.0	21.1	21.5	21.4	9.5	66.8	11.9	2.8
複合サービス事業	[60.1]	100.0	17.7	16.5	14.6	8.0	73.6	12.9	2.0
サービス業(他に分類されないもの)	[41.6]	100.0	24.9	8.5	18.0	17.8	60.4	13.9	3.1
平成25年	[46.7]	100.0	26.8	23.6	43.2	28.3		29.3	0.5

2 安全衛生教育に関する事項

雇入れ時教育について、正社員の対象者がいる事業所の割合は 79.1%であり、このうち実施している事業所の割合は 66.1%となっている。正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)の対象者がいる事業所の割合は 62.4%であり、このうち実施している事業所の割合は 55.8%となっている。派遣労働者に対する雇入れ又は受入れ時教育の対象者がいる事業所の割合は 12.3%であり、このうち実施している事業所の割合は 60.2%となっている。(第4表)

第4表 安全衛生教育実施対象者別雇入れ時教育等実施の有無別事業所割合

							実施対象者 実施対象者 正社員以外の労働者(派遣労働者を除く) 派遣労働者											
			正社				正礼	t員以外(動者を除	<)			派遣労			
	L		雇入れ時	持教育					雇入れ	特教育				雇入	れ又は受	入れ時勢	育	
	事				対						対						対	
区分	業所計	対象者がいる	実施している	実施していない	常者がいない	不明	文 香 オ た し る	東 皆 バ	実施している	実施していない	7象者がいない	不明	文章者がしる	え ぎ バ ヽ	実施している	実施していない	/象者がいない	不明
平成27年 (事業所規模)	100.0	79.1 (100.0)	(66.1)	(33.9)	2.9	18.0	62.4	(100.0)	(55.8)	(44.2)	15.7	21.8	12.3	(100.0)	(60.2)	(39.8)	84.0	3.7
1,000 人以上	100.0	95.6 (100.0)	(94.0)	(6.0)	_	4.4	87.8	(100.0)	(83.9)	(16.1)	4.4	7.8	74.8	(100.0)	(75.0)	(25.0)	16.8	8.3
500~ 999人	100.0	92.5 (100.0)	(90.3)	(9.7)	_	7.5	85.2	(100.0)	(83.6)	(16.4)	4.9	9.9	65.7	(100.0)	(76.6)	(23.4)	24.4	9.9
300 ~ 499人	100.0	89.3 (100.0)	(90.9)	(9.1)	0.2	10.5	82.6	(100.0)	(82.4)	(17.6)	6.2	11.2	58.9	(100.0)	(72.9)	(27.1)	31.9	9.1
100 ~ 299人	100.0	91.3 (100.0)	(85.9)	(14.1)	0.2	8.5	82.6	(100.0)	(78.5)	(21.5)	5.5	12.0	42.9	(100.0)	(70.8)	(29.2)	51.1	6.0
50 ~ 99人	100.0	87.9 (100.0)	(78.5)	(21.5)	0.1	12.0	76.4	(100.0)	(70.3)	(29.7)	6.6	17.0	27.3	(100.0)	(64.8)	(35.2)	64.5	8.3
30 ~ 49人	100.0	86.3 (100.0)	(67.0)	(33.0)	0.5	13.2	71.4	(100.0)	(58.4)	(41.6)	10.1	18.5	19.3	(100.0)	(57.5)	(42.5)	76.2	4.5
10 ~ 29人	100.0	75.4 (100.0)	(61.8)	(38.2)	4.0	20.6	57.0	(100.0)	(49.6)	(50.4)	19.0	24.0	5.8	(100.0)	(51.2)	(48.8)	91.5	2.7
(産業)																		
農業,林業(林業に限る。)	100.0	91.5 (100.0)	(89.5)	(10.5)	0.8	7.7	50.4	(100.0)	(82.2)	(17.8)	27.1	22.5	0.4	(100.0)	(100.0)	(-)	98.9	0.8
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	88.0 (100.0)	(87.7)	(12.3)	1.6	10.3	39.9	(100.0)	(77.7)	(22.3)	35.0	25.1	6.4	(100.0)	(71.2)	(28.8)	93.2	0.4
建設業	100.0	94.1 (100.0)	(89.9)	(10.1)	0.1	5.8	42.1	(100.0)	(78.7)	(21.3)	41.5	16.4	8.5	(100.0)	(81.9)	(18.1)	89.7	1.8
製造業	100.0	90.1 (100.0)	(76.9)	(23.1)	0.8	9.1	64.5	(100.0)	(71.5)	(28.5)	16.3	19.3	23.8	(100.0)	(79.7)	(20.3)	72.0	4.2
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.7 (100.0)	(95.7)	(4.3)	-	7.3	48.7	(100.0)	(85.5)	(14.5)	42.6	8.7	24.8	(100.0)	(78.1)	(21.9)	72.1	3.1
情報通信業	100.0	74.2 (100.0)	(57.3)	(42.7)	0.2	25.5	46.0	(100.0)	(47.4)	(52.6)	28.2	25.8	33.1	(100.0)	(46.0)	(54.0)	62.2	4.7
運輸業,郵便業	100.0	86.3 (100.0)	(84.8)	(15.2)	1.5	12.2	50.6	(100.0)	(78.6)	(21.4)	28.8	20.7	12.6	(100.0)	(69.0)	(31.0)	84.0	3.4
卸売業, 小売業	100.0	67.1 (100.0)	(53.9)	(46.1)	5.3	27.6	59.9	(100.0)	(39.9)	(60.1)	15.0	25.0	10.5	(100.0)	(61.4)	(38.6)	85.9	3.6
金融業,保険業	100.0	78.2 (100.0)	(51.4)	(48.6)	0.1	21.7	57.6	(100.0)	(39.5)	(60.5)	20.9	21.5	15.9	(100.0)	(36.4)	(63.6)	80.3	3.8
不動産業,物品賃貸業	100.0	70.5 (100.0)	(51.4)	(48.6)	-	29.5	47.3	(100.0)	(53.4)	(46.6)	20.7	32.0	11.8	(100.0)	(41.6)	(58.4)	81.0	7.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	78.5 (100.0)	(52.9)	(47.1)	_	21.5	59.0	(100.0)	(45.7)	(54.3)	22.8	18.2	16.2	(100.0)	(52.9)	(47.1)	80.7	3.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	78.4 (100.0)	(70.2)	(29.8)	8.5	13.1	74.3	(100.0)	(62.4)	(37.6)	4.2	21.5	2.4	(100.0)	(33.6)	(66.4)	96.6	1.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	84.4 (100.0)	(48.5)	(51.5)	1.4	14.2	66.2	(100.0)	(47.3)	(52.7)	9.7	24.1	7.6	(100.0)	(33.1)	(66.9)	86.7	5.7
教育, 学習支援業	100.0	78.5 (100.0)	(37.7)	(62.3)	2.2	19.3	70.7	(100.0)	(25.2)	(74.8)	9.3	20.0	14.4	(100.0)	(19.7)	(80.3)	80.6	5.1
医療、福祉	100.0	77.2 (100.0)	(56.7)	(43.3)	0.7	22.2	73.1	(100.0)	(52.4)	(47.6)	2.0	25.0	9.3	(100.0)	(36.5)	(63.5)	84.3	6.4
複合サービス事業	100.0	77.2 (100.0)	(59.2)	(40.8)	-	22.8	69.0	(100.0)	(53.1)	(46.9)	7.8	23.2	11.9	(100.0)	(8.5)	(91.5)	85.2	2.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	82.9 (100.0)	(79.3)	(20.7)	3.0	14.1	68.7	(100.0)	(70.6)	(29.4)	17.2	14.1	14.2	(100.0)	(68.9)	(31.1)	83.3	2.6

3 メンタルヘルス対策に関する事項

(1)メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者の状況

過去 1 年間(平成 26 年 11 月1日から平成 27 年 10 月 31 日までの期間。以下同じ。)にメンタルへルス不調により連続 1 か月以上休業した労働者(受け入れている派遣労働者を除く。以下、本項では同じ。)の割合は 0.4%、退職した労働者の割合は 0.2%となっている。産業別にみると、1 か月以上休業した労働者は、「情報通信業」が 1.3%と最も高く、退職した労働者は、「情報通信業」、「宿泊業, 飲食サービス業」及び「医療, 福祉」が 0.4%と最も高くなっている。(第5表)

第5表 過去1年間にメンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者割合

(単位:%)

区分	連続1か月以上 休業した労働者	退職した労働者
平成27年	0.4	0.2
(事業所規模)		
1,000 人以上	0.8	0.1
500~ 999人	0.6	0.1
300 ~ 499人	0.5	0.1
100 ~ 299人	0.4	0.1
50 ~ 99人	0.3	0.3
30~ 49人	0.2	0.2
10~ 29人	0.3	0.3
(産業)		
農業,林業(林業に限る。)	0.1	0.1
鉱業,採石業,砂利採取業	0.2	0.1
建設業	0.3	0.2
製造業	0.4	0.1
電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.1
情報通信業	1.3	0.4
運輸業,郵便業	0.2	0.1
卸売業, 小売業	0.4	0.2
金融業, 保険業	0.6	0.3
不動産業,物品賃貸業	0.4	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	0.6	0.2
宿泊業、飲食サービス業	0.2	0.4
生活関連サービス業、娯楽業	0.1	0.2
教育, 学習支援業	0.2	0.1
医療, 福祉	0.3	0.4
複合サービス事業	0.5	0.1
サービス業(他に分類されないもの)	0.3	0.1

注:受け入れている派遣労働者を除いた割合である。

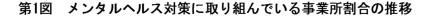
(2)メンタルヘルス対策への取組状況

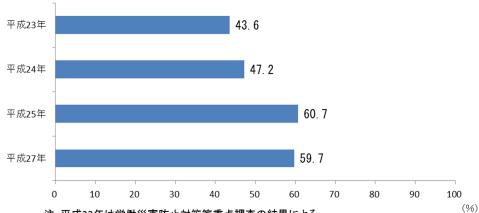
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は 59.7%[平成 25 年調査 60.7%]となっている。 取組内容(複数回答)をみると、「メンタルヘルス対策に関する事業所内での相談体制の整備」が 44.4%[同 41.8%]と最も多く、次いで「メンタルヘルス対策に関する労働者への教育研修・情報提供」が 42.0%[同 46.0%]、「メンタルヘルス対策に関する管理監督者への教育研修・情報提供」が 38.6%[同 37.9%]となっている。(第6表、第1図)

	_	1																		(1	単位:%)
										取	組内容(複数回答									
区分	事業所計	耳じ剝んてしる	リヨッドハマルスか	て、安全衛生委員会等での調くンタルヘルス対策につい		行う担当者の選任メンタルヘルス対策の実務を	労働者への教育研修・情報提メンタルヘルス対策に関する	軽者への教育研修 いへルス対策に関	への教育研修・情報提供事業所内の産業保健スタッフメンタルヘルス対策に関する	合む) (部、課など)ごとの分析を(お、課など)ごとの分析を(ストレスチェック後の集団職場環境等の評価及び改善	るメンタルヘルス対策の実施健康診断後の保健指導におけ	(ストレスチェック)について調査票を用いて調査労働者のストレスの状況など	復帰支援プログラムの策定を職場復帰における支援(職場	事業所内での相談体制の整備メンタルヘルス対策に関する	策しセ	活用したメンタルヘルス対策産業保健総合支援センターを	ヘルス対策の実施 医療機関を活用したメンタル	タルヘルス対策の実施他の外部機関を活用したメン	その他	取り組んでいないメンタルヘルス対策に	不明
平成27年	100.0	59.7	(100.0)	(22.2)	(13.6)	(21.0)	(42.0)	(38.6)	(9.4)	(14.6)	(28.4)	(22.4)	(17.9)	(44.4)	(3.8)	(2.1)	(8.0)	(15.1)	(6.0)	39.7	0.6
(事業所規模)			•	••	•		•	,	**	*		•	•	• •	•			•	*****		
1,000 人以上	100.0	99.8	(100.0)	(71.6)	(63.4)	(74.1)	(84.5)	(82.4)	(67.6)	(40.9)	(53.1)	(66.0)	(81.4)	(84.1)	(9.1)	(6.0)	(26.0)	(40.8)	(2.7)	0.2	_
500~ 999人	100.0	96.6	(100.0)	(61.4)	(46.4)	(57.8)	(68.0)	(67.4)	(45.4)	(27.7)	(38.0)	(53.8)	(59.6)	(70.0)	(8.5)	(9.6)	(23.3)	(37.6)	(6.7)	2.3	1.1
300 ~ 499人	100.0	92.5	(100.0)	(54.0)	(33.2)	(49.2)	(59.2)	(62.1)	(33.3)	(21.6)	(32.9)	(42.4)	(50.5)	(63.0)	(4.0)	(6.9)	(19.3)	(28.2)	(2.6)	7.1	0.4
100 ~ 299人	100.0	95.0	(100.0)	(47.1)	(23.4)	(36.6)	(47.8)	(44.0)	(20.7)	(25.5)	(27.0)	(32.0)	(33.2)	(45.0)	(2.9)	(4.5)	(14.1)	(20.6)	(2.0)	4.1	0.9
50 ~ 99人	100.0	81.3	(100.0)	(41.5)	(16.5)	(32.7)	(36.3)	(34.9)	(13.1)	(21.7)	(27.1)	(25.5)	(21.9)	(36.0)	(3.5)	(3.7)	(10.3)	(16.2)	(3.4)	18.1	0.6
30 ~ 49人	100.0	64.0	(100.0)	(25.3)	(15.2)	(20.9)	(41.8)	(40.9)	(9.8)	(13.3)	(30.1)	(21.1)	(16.8)	(39.1)	(2.8)	(1.2)	(8.1)	(14.7)	(5.2)	35.5	0.4
10 ~ 29人	100.0	52.9	(100.0)	(13.4)	(10.5)	(15.6)	(41.7)	(37.2)	(6.1)	(11.8)	(28.1)	(20.1)	(14.2)	(46.5)	(4.1)	(1.6)	(6.3)	(13.7)	(7.2)	46.4	0.6
(産業)																					
農業,林業(林業に限る。)	100.0	57.4	(100.0)	(14.1)	(4.4)	(10.8)	(38.0)	(29.6)	(0.6)	(11.1)	(20.7)	(17.4)	(3.5)	(32.2)	(8.3)	(4.8)	(-)	(2.3)	(2.1)	41.8	0.8
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	60.1	(100.0)	(10.4)	(9.4)	(15.8)	(25.4)	(24.8)	(4.7)	(11.7)	(36.5)	(16.7)	(12.5)	(41.2)	(3.9)	(0.4)	(5.8)	(14.8)	(5.0)	39.9	-
建設業	100.0	64.5	(100.0)	(23.3)	(16.4)	(18.4)	(36.4)	(29.6)	(5.3)	(12.8)	(33.1)	(21.9)	(7.5)	(35.0)	(5.4)	(1.2)	(8.3)	(10.0)	(8.0)	34.7	0.9
製造業	100.0	54.3	(100.0)	(29.8)	(15.0)	(30.1)	(39.3)	(41.4)	(12.1)	(15.3)	(32.0)	(23.9)	(18.2)	(39.0)	(5.9)	(4.3)	(11.5)	(11.2)	(6.6)	44.7	1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.8	(100.0)	(49.5)	(48.5)	(37.1)	(74.3)	(70.9)	(45.7)	(41.7)	(58.4)	(56.4)	(57.1)	(59.8)	(5.5)	(5.2)	(26.2)	(38.6)	(1.4)	4.2	-
情報通信業	100.0	72.6	(100.0)	(27.5)	(25.2)	(28.0)	(51.8)	(51.7)	(21.5)	(32.6)	(41.9)	(35.7)	(41.7)	(53.6)	(5.3)	(2.7)	(20.1)	(21.1)	(5.7)	27.3	0.0
運輸業, 郵便業	100.0	60.4	(100.0)	(20.3)	(12.6)	(17.5)	(29.8)	(33.8)	(8.2)	(15.0)	(35.0)	(25.2)	(10.9)	(31.7)	(4.4)	(3.8)	(9.2)	(10.6)	(2.7)	39.2	0.4
卸売業, 小売業	100.0	56.6	(100.0)	(19.1)	(12.8)	(17.3)	(42.0)	(37.2)	(4.9)	(9.7)	(23.1)	(23.2)	(18.7)	(46.9)	(4.6)	(1.2)	(5.1)	(19.7)	(4.5)	42.9	0.5
金融業,保険業	100.0	90.6	(100.0)	(27.8)	(27.1)	(32.3)	(52.9)	(49.0)	(28.9)	(22.7)	(43.3)	(38.5)	(41.1)	(55.0)	(5.4)	(3.2)	(11.3)	(36.3)	(7.2)	9.4	-
不動産業,物品賃貸業	100.0	63.6	(100.0)	(17.6)	(5.0)	(18.6)	(33.7)	(37.9)	(3.0)	(6.4)	(14.7)	(9.8)	(28.3)	(36.1)	(2.7)	(0.2)	(11.9)	(8.2)	(17.1)	36.4	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	58.8	(100.0)	(23.1)	(11.1)	(19.3)	(38.9)	(39.3)	(7.6)	(11.2)	(31.7)	(18.3)	(16.7)	(43.9)	(3.7)	(4.6)	(10.9)	(11.6)	(6.9)	41.0	0.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	52.1	(100.0)	(15.7)	(8.4)	(18.3)	(52.1)	(46.8)	(5.2)	(12.7)	(29.2)	(15.6)	(16.8)	(49.6)	(2.1)	(0.1)	(4.8)	(16.4)	(0.9)	46.8	1.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	55.4	(100.0)	(15.5)	(9.9)	(11.8)	(27.7)	(29.3)	(5.8)	(20.9)	(23.9)	(18.0)	(13.0)	(43.9)	(1.4)	(1.7)	(3.7)	(4.6)	(10.2)	44.6	-
教育, 学習支援業	100.0	52.5	(100.0)	(21.3)	(10.3)	(14.5)	(32.4)	(34.1)	(10.4)	(12.7)	(30.3)	(21.3)	(10.2)	(44.0)	(0.3)	(0.7)	(6.9)	(10.4)	(4.9)	47.5	-
医療,福祉	100.0	61.3	(100.0)	(19.7)	(9.1)	(20.7)	(44.9)	(33.5)	(10.3)	(16.4)	(18.0)	(15.2)	(11.2)	(48.6)	(1.0)	(2.9)	(7.6)	(9.6)	(8.3)	37.7	1.0
複合サービス事業	100.0	87.1	(100.0)	(30.9)	(12.0)	(19.7)	(44.4)	(36.0)	(14.8)	(12.1)	(40.7)	(26.8)	(25.2)	(45.9)	(2.1)	(5.8)	(22.4)	(15.6)	(6.7)	12.9	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	66.6	(100.0)	(30.1)	(17.3)	(23.8)	(44.7)	(41.7)	(11.4)	(17.7)	(27.9)	(24.9)	(18.6)	(42.6)	(3.1)	(1.2)	(5.5)	(14.3)	(8.3)	33.4	0.1
平成25年	100.0	60.7	(100.0)	(20.7)	(10.6)	(21.0)	(46.0)	(37.9)	(12.8)	(23.2)	(32.0)	(26.0)	(17.5)	(41.8)	(4.1)	(2.2)	(13.6)	(15.5)	(5.9)	39.1	0.2

第6表 メンタルヘルス対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

注:取組内容(複数回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢の表現が一部異なる。





(3)ストレスチェックについて

ストレスチェックを実施した事業所のうち、ストレスチェックの実施時期をみると、「定期健康診断以外の機会に実施した」は 58.9%[平成 25 年調査 63.8%]、「定期健康診断の機会に実施した」が 39.7% [同 36.2%]となっている(第7表)。

第7表 労働者のストレスチェックの実施時期別事業所割合

(単位·%)

				(単 <u>1</u> 2:%)
			ストレスチェックの実施時期	1
区分	労働者のスト チェックを実施 事業所計	にた 定期健康診断の機会	定期健康診断以外の機会に実施した	不明
平成27年	[22.4] 100	0.0 39.7	58.9	1.4
(事業所規模)				
1,000 人以上	[66.0] 10	0.0 49.8	50.0	0.2
500~ 999人	[53.8] 10	0.0 41.7	58.3	_
300 ~ 499人	[42.4] 10	0.0 48.0	52.0	_
100~ 299人	[32.0] 10	0.0 44.7	55.2	0.1
50~ 99人	[25.5] 10	0.0 47.1	51.7	1.2
30~ 49人	[21.1] 10	0.0 21.9	73.8	4.3
10~ 29人	[20.1] 10	0.0 41.0	57.9	1.1
平成25年	[26.0] 10	0.0 36.2	63.8	0.0

[[]注:[]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて 調査(ストレスチェック)」を選択した事業所の割合。

また、ストレスチェックを実施した事業所のうち、事業所が指定した医師等の専門家による面談等を 実施した事業所は 47.1%[同 42.0%]となっており、そのうち、面談等を実施した労働者の割合が「80% 以上 100%まで」であった事業所は 23.4%[同 26.7%]となっている(第8表)。

第8表 事業所が指定した医師等の専門家による面談等を実施した労働者の割合別事業所割合

(単位:%)

							身	薬施した労	働者の割っ	合			医師等の専	
区分	チェック	のストレス を実施した	による	の専門家 面談等を 施した	80%以上 100%まで	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	30%以上 40%未満		10%以上 20%未満	5%以上 10%未満	5%未満	門家による 面談等を実 施してい ない	不明
平成27年 (事業所規模)	[22.4]	100.0	47.1	(100.0)	(23.4)	(2.2)	(9.0)	(0.2)	(5.4)	(5.2)	(7.8)	(46.9)	50.9	2.0
1,000 人以上	[66.0]	100.0	75.5	(100.0)	(29.2)	(0.2)	(0.9)	(0.4)	(1.7)	(7.2)	(9.7)	(50.8)	21.3	3.2
500 ~ 999人	[53.8]	100.0	68.2	(100.0)	(37.5)	(8.0)	(0.5)	(-)	(2.4)	(2.4)	(7.5)	(49.0)	26.0	5.8
300 ~ 499人	[42.4]	100.0	67.2	(100.0)	(29.7)	(1.0)	(-)	(-)	(0.1)	(3.0)	(12.7)	(53.5)	29.3	3.5
100~ 299人	[32.0]	100.0	56.2	(100.0)	(26.2)	(0.9)	(1.0)	(0.4)	(2.2)	(4.3)	(8.1)	(56.9)	39.6	4.3
50 ~ 99人	[25.5]	100.0	42.7	(100.0)	(17.5)	(2.7)	(2.3)	(0.1)	(4.3)	(3.2)	(15.1)	(54.7)	55.1	2.2
30 ~ 49人	[21.1]	100.0	47.8	(100.0)	(27.9)	(2.7)	(2.6)	(-)	(2.5)	(2.4)	(8.4)	(53.6)	48.4	3.8
10~ 29人	[20.1]	100.0	44.5	(100.0)	(21.7)	(2.4)	(15.5)	(0.2)	(7.8)	(6.9)	(5.4)	(40.1)	54.7	0.8
平成25年	[26.0]	100.0	42.0	(100.0)	(26.7)	(1.9)	(4.5)	(3.1)	(1.8)	(5.9)	(9.6)	(46.6)	57.1	0.9

注:[]は、「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所」のうち「労働者のストレスの状況などについて調査票を用いて調査(ストレスチェック)」を選択した事業所の割合。

このうち、面談等の実施者・実施機関をみると、「産業医」が 49.8%[同 52.5%]と最も多く、次いで「健康診断機関」が 26.4%[同 27.3%]となっている(第9表)。

第9表 医師等の専門家による面談等の実施者・実施機関別事業所割合

				面談等	の実施者・実	医施機関(複数	数回答)		
区分	医師等の専門家に よる面談等を実施し た事業所計	産業医	産業医以 外の医師 (外部の医 師)	事業所内 の保健師・ 看護師	衛生管理 者·衛生推 進者等	地域産業 保健セン ター(地域 窓口)	健康診断 機関	その他の機 関	不明
平成27年	[47.1] 100.0	49.8	15.4	14.2	2.8	5.7	26.4	5.8	2.2
(事業所規模)									
1,000 人以上	[75.5] 100.0	91.8	27.4	37.2	4.1	-	0.6	9.6	1.1
500 ~ 999人	[68.2] 100.0	82.5	38.3	26.5	0.7	-	4.5	10.8	5.5
300 ~ 499人	[67.2] 100.0	73.1	31.5	26.2	10.3	1.2	1.7	10.8	-
100 ~ 299人	[56.2] 100.0	81.4	12.4	19.0	1.2	1.0	5.1	7.6	1.4
50 ~ 99人	[42.7] 100.0	66.4	11.1	17.7	4.1	5.2	15.5	5.8	2.7
30 ~ 49人	[47.8] 100.0	54.6	8.8	17.5	1.8	3.1	16.2	6.3	4.0
10~ 29人	[44.5] 100.0	32.7	16.9	9.4	2.9	8.4	40.3	4.6	1.8
平成25年	[42.0] 100.0	52.5	18.7	18.0	6.6	1.0	27.3	12.5	2.5

注:[]は、「労働者のストレスチェックを実施した事業所」のうち、「医師等の専門家による面談等を実施した事業所」の割合である。

4 就業形態別の労働者対策に関する事項

(1)安全衛生教育の実施について

就業形態別に、対象者がいる事業所のうち、安全衛生教育を実施している事業所の割合をみると、 正社員では80.9%、正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)では75.2%、派遣労働者では72.6%と なっている。

安全衛生教育を実施した事業所について実施内容(複数回答)をみると、いずれの就業形態についても「整理整頓に関する教育」が最も多く、次いで正社員及び正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)では「交通事故防止に関する教育」、派遣労働者では「作業に用いる機械等による事故を防ぐための教育」となっている。(第10表)

<u>〈平成27年〉</u>															(単位:%)
							実施に	内容(複数回答	<u>\$</u>)						
	事業所計	対象者がいる 1)	安全衛生教育を実施している	TF未に用いる機械等による車地を吐べ		れのある作	作業に関す	メンタルヘル	整理整頓に 関する教育	事故時にお ける応急措 置、退避に 関する教育	交通事故防 止に関する 数章	左記以外の 安全な作業 手順や作業 方法に関す る教育	音を実施して	対象者 がいない	不明
正社員	100.0	87.3 (100.0)	(80.9) [100.0]	[52.0]	[22.6]	[35.9]	[45.8]	[29.9]	[62.5]	[48.9]	[57.4]	[46.7]	(19.1)	2.8	9.8
正社員以外の労働者 (派遣労働者を除く)	100.0	74.2 (100.0)	(75.2) [100.0]	[49.2]	[21.0]	[34.0]	[43.7]	[25.1]	[60.1]	[46.0]	[51.6]	[47.5]	(24.8)	15.7	10.1
派遣労働者	100.0	13.7 (100.0)	(72.6) [100.0]	[52.5]	[25.0]	[35.4]	[41.6]	[29.3]	[69.6]	[49.0]	[49.9]	[50.6]	(27.4)	84.1	2.1

第10表 安全衛生教育の実施対象者の有無、安全衛生教育の実施の有無及び実施内容別事業所割合

(2)安全衛生活動参加について

就業形態別に、対象者がいる事業所のうち、安全衛生活動に労働者を参加させている事業所の割合をみると、正社員では81.2%、正社員以外の労働者(派遣労働者を除く)では76.3%、派遣労働者では76.4%となっている。

安全衛生活動に参加させている事業所について、参加させている活動内容(複数回答)をみると、正 社員及び正社員以外(派遣労働者を除く)では、「4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動」が最も多く、次い で「災害発生時の避難訓練」となっている。また、派遣労働者では「災害発生時の避難訓練」が最も多 く、次いで「4S(整理・整頓・清潔・清掃)活動」となっている。(第11表)

〈平成27年〉	,																						(単位:%)
												活動	内容(複数區	回答)									
区 ガ 申录が訂	対象	者がいる 1)	安全衛生	ている	安全衛生 委員会(会 全委員会を を を を を を る る る る る る る る る る る る る る	4S(整理· 整頓·清 潔·清掃) 活動	災害発生 時の避難 訓練	ルクを話し	るマニュア	常時の対 応・マニュ	危険予知 (KY)活 動	指差L呼 称活動	ヒヤリ・ ハット事例 の報告		リスクアセ	礼での女	社動き動康るのや奨と関動運歩運健す	安全提案制度	その他(表 彰制度な ど)	安全衛生活動に参加させていない	対象者が いない	不明	
正社員	100.0	85.4	(100.0)	(81.2)	[100.0]	[39.2]	[58.4]	[53.1]	[37.9]	[34.2]	[45.3]	[28.2]	[21.1]	[50.1]	[30.0]	[24.4]	[37.6]	[14.5]	[11.4]	[12.4]	(18.8)	2.8	11.8
正社員以外の労働者 (派遣労働者を除く)	100.0	70.7	(100.0)	(76.3)	[100.0]	[19.7]	[58.0]	[54.9]	[31.7]	[26.8]	[44.6]	[23.5]	[172]	[47.2]	[18.6]	[17.6]	[35.1]	[12.5]	[9.6]	[10.5]	(23.7)	15.7	13.6
派遣労働者	100.0	13.6	(100.0)	(76.4)	[100.0]	[12.7]	[65.0]	[68.2]	[30.7]	[20.2]	[53.0]	[30.8]	[24.3]	[43.5]	[16.5]	[21.1]	[38.7]	[16.0]	[15.7]	[13.4]	(23.6)	83.9	2.5

第11表 過去1年間における安全衛生活動に参加させる対象者の有無、安全衛生活動の参加の有無及び活動内容別事業所割合

注:1)「対象者がいる」の事業所割合は「事業所計」から「対象者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

注:1)「対象者がいる」の事業所割合は「事業所計」から「対象者がいない」及び「不明」を除いた割合である。

5 腰痛予防対策に関する事項

腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいる事業所の割合は50.6%[平成25年調査48.8%] となっており、産業別にみると「医療、福祉」が80.3%と最も高く、次いで「運輸業、郵便業」が76.6%、「鉱業、採石業、砂利採取業」が75.9%となっている(第12表)。

第12表 腰部に負担のかかる業務従事労働者の有無及び業務内容別事業所割合

(単位·%)

	ı	ı							(=	单位:%)
						務内容(複数回	答)			
区分	事業所計	業務に従	負担のかかる 従事する労働 がいる	介護や看護等 での人の抱え 上げ作業(a)	おおむね20kg を超える重量 物を取り扱う作 業(b)	組立作業、 サービス業等 で長時間立っ たままで行う 業務(c)	長時間の車両 運転・操作の 業務(d)	その他の腰部 に負担のかか る作業(e)	腰部に負担の かかる業務に 従事する労働 者がいない	不明
平成27年	100.0	50.6	(100.0)	(17.5)	(35.3)	(37.9)	(21.5)	(26.8)	46.9	2.4
(事業所規模)										
1,000 人以上	100.0	65.3	(100.0)	(21.7)	(46.1)	(55.8)	(15.2)	(26.3)	34.3	0.4
500 ~ 999人	100.0	64.4	(100.0)	(20.0)	(47.8)	(49.1)	(14.6)	(26.9)	35.0	0.7
300 ~ 499人	100.0	67.3	(100.0)	(22.8)	(36.3)	(52.3)	(14.4)	(23.5)	31.7	1.0
100 ~ 299人	100.0	62.0	(100.0)	(21.7)	(32.7)	(43.0)	(20.7)	(26.0)	37.0	0.9
50~ 99人	100.0	60.8	(100.0)	(22.7)	(35.2)	(41.7)	(19.1)	(23.6)	37.1	2.2
30~ 49人	100.0	58.2	(100.0)	(17.1)	(34.4)	(36.9)	(24.0)	(30.5)	39.8	2.0
10 ~ 29人	100.0	46.7	(100.0)	(16.3)	(35.6)	(36.7)	(21.5)	(26.6)	50.6	2.7
(産業)										
農業,林業(林業に限る。)	100.0	53.4	(100.0)	(-)	(20.8)	(2.7)	(41.8)	(71.4)	41.9	4.8
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	75.9	(100.0)	(-)	(37.6)	(4.2)	(88.1)	(14.4)	22.4	1.6
建設業	100.0	54.6	(100.0)	(-)	(62.2)	(26.3)	(28.2)	(40.4)	42.2	3.2
製造業	100.0	68.5	(100.0)	(0.0)	(51.2)	(54.1)	(14.5)	(25.0)	29.1	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.2	(100.0)	(0.4)	(49.2)	(16.8)	(33.1)	(46.2)	65.9	0.9
情報通信業	100.0	16.2	(100.0)	(-)	(13.9)	(12.8)	(24.7)	(59.8)	82.5	1.4
運輸業, 郵便業	100.0	76.6	(100.0)	(5.1)	(37.0)	(7.9)	(79.4)	(22.9)	21.2	2.2
卸売業, 小売業	100.0	45.3	(100.0)	(0.8)	(46.6)	(51.9)	(21.8)	(27.2)	50.7	4.0
金融業,保険業	100.0	6.6	(100.0)	(-)	(39.2)	(16.2)	(48.1)	(34.7)	92.7	0.7
不動産業,物品賃貸業	100.0	29.8	(100.0)	(23.3)	(28.9)	(38.4)	(48.6)	(28.4)	69.9	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	22.3	(100.0)	(0.3)	(41.5)	(50.9)	(16.0)	(31.4)	76.2	1.5
宿泊業、飲食サービス業	100.0	40.4	(100.0)	(0.6)	(15.7)	(79.0)	(1.7)	(24.5)	58.2	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	43.3	(100.0)	(1.7)	(35.6)	(54.9)	(13.8)	(39.2)	55.9	0.7
教育, 学習支援業	100.0	16.4	(100.0)	(25.5)	(9.3)	(3.8)	(19.3)	(46.4)	81.1	2.5
医療, 福祉	100.0	80.3	(100.0)	(87.2)	(4.6)	(6.0)	(2.3)	(15.8)	18.2	1.5
複合サービス事業	100.0	33.8	(100.0)	(3.5)	(73.3)	(18.3)	(21.7)	(24.7)	64.1	2.1
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	44.1	(100.0)	(2.4)	(35.7)	(32.5)	(28.5)	(42.2)	53.3	2.7
平成25年	100.0	48.8	(100.0)	(13.2)	(33.5)	(35.0)	(20.7)	(33.5)	50.8	0.4

腰部に負担のかかる業務に従事する労働者がいる事業所のうち、腰痛予防に関する教育を行っている事業所の割合は59.4%[同57.7%]となっており、実施時期(複数回答)は、「雇入れ時」が63.4% [同48.9%]と最も多く、次いで「労働者に腰痛が発生した際」が39.5%[同41.0%]となっている(第13表)。

第13表 腰部に負担のかかる業務従事労働者に対する腰痛予防教育の有無及び実施時期別事業所割合

単位:%)

						実施時期((複数回答)			(単位:%)
区分	かか <i>。</i> 従事す	こ負担の る業務に る労働者 事業所計		予防教育を っている	雇入れ時	対象業務への配置換えの際	作業内容・工程・ 手順・設備の変 更の際	労働者に腰痛が発生した際	腰痛予防教育を 行っていない	不明
平成27年	[50.6]	100.0	59.4	(100.0)	(63.4)	(26.6)	(28.2)	(39.5)	34.6	6.0
(事業所規模)										
1,000 人以上	[65.3]	100.0	79.3	(100.0)	(77.1)	(61.0)	(51.5)	(46.0)	17.8	2.9
500 ~ 999人	[64.4]	100.0	77.3	(100.0)	(77.6)	(56.0)	(39.6)	(47.3)	17.4	5.3
300~ 499人	[67.3]	100.0	71.6	(100.0)	(73.4)	(43.6)	(30.4)	(38.8)	21.4	7.0
100~ 299人	[62.0]	100.0	71.9	(100.0)	(70.3)	(43.3)	(35.8)	(44.0)	20.0	8.1
50~ 99人	[60.8]	100.0	70.4	(100.0)	(72.9)	(35.4)	(34.0)	(41.0)	25.3	4.3
30~ 49人	[58.2]	100.0	62.4	(100.0)	(65.5)	(30.3)	(34.0)	(40.9)	33.5	4.1
10~ 29人	[46.7]	100.0	55.2	(100.0)	(59.5)	(20.8)	(24.1)	(38.2)	38.2	6.5
平成25年	[48.8]	100.0	57.7	(100.0)	(48.9)	(20.6)	(32.8)	(41.0)	39.6	2.7

注:[]は、全事業所のうち「腰部に負担のかかる業務(第12表の(a)(b)(c)(d)(e)のいずれかの作業)に従事する労働者がいる事業所」の割合である。

また、介護や看護等での人の抱え上げ作業(第 12 表の(a)の作業)に従事する労働者がいる事業所のうち、腰痛予防対策に取り組んでいる事業所は86.8%[同 88.4%]となっており、取組内容(複数回答)をみると「適切な移動・移乗介助法を理解させ徹底している」が83.7%[同 82.1%]と最も多くなっており、次いで「腰部保護ベルトを使用させている」が31.8%[同 32.2%]となっている(第 14 表)。

第14表 人の抱え上げ作業にかかる腰痛予防対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

(単位:%)

					取組内容(複数回答)										- 12.707
区	分	の人の 作業(3 (a))に 労働者	看護等で 抱え上げ 第12表の 従事する 者がいる 養所計		予防対策に 狙んでいる	軽減を図つている設備の使用により負担リフト等の介護機器・	ト・ボー ドを使用させスライディングシー	法を理解させ徹底して適切な移動・移乗介助	を作成している作業標準・マニュアル	させている腰部保護ベルトを使用	を実施している目を含む腰痛健康診断腰痛のための特別な項	ている という とりがい アングを実施させ 腰痛予防体操・スト	策に取り組んでいる左記以外の腰痛予防対	腰痛予防対策に取り組んでいない	不明
平成27年		[17.5]	100.0	86.8	(100.0)	(24.9)	(26.0)	(83.7)	(25.8)	(31.8)	(16.1)	(26.9)	(12.1)	11.9	1.3
(事業所規	模)														
1,000 人以	以上	[21.7]	100.0	90.8	(100.0)	(22.4)	(51.1)	(77.6)	(42.3)	(15.5)	(7.7)	(20.8)	(4.2)	6.7	2.5
500 ~	999人	[20.0]	100.0	92.9	(100.0)	(28.2)	(48.5)	(85.3)	(40.3)	(17.4)	(5.2)	(27.3)	(11.1)	7.1	-
300 ~	499人	[22.8]	100.0	89.8	(100.0)	(44.4)	(52.4)	(79.7)	(37.3)	(27.0)	(4.9)	(21.8)	(13.4)	5.8	4.4
100 ~	299人	[21.7]	100.0	94.2	(100.0)	(38.0)	(43.0)	(85.7)	(42.3)	(54.9)	(20.8)	(30.1)	(17.1)	5.6	0.2
50 ∼	99人	[22.7]	100.0	92.5	(100.0)	(33.5)	(35.9)	(92.6)	(47.9)	(50.1)	(19.7)	(29.7)	(5.9)	6.1	1.4
30 ~	49人	[17.1]	100.0	79.5	(100.0)	(31.8)	(18.4)	(80.6)	(32.8)	(49.0)	(9.6)	(36.2)	(9.4)	16.1	4.4
10 ~	29人	[16.3]	100.0	86.4	(100.0)	(18.9)	(22.2)	(82.1)	(15.9)	(20.2)	(16.6)	(23.5)	(13.7)	13.1	0.5
平成25年		[13.2]	100.0	88.4	(100.0)	(39.3)	(17.9)	(82.1)	(29.0)	(32.2)	(11.4)	(26.6)	(13.8)	10.8	0.8

注:[]は、全事業所のうち「介護や看護等での人の抱え上げ作業(第12表の(a))に従事する労働者がいる事業所」の割合である。

また、第 12 表の(b)(c)(d)(e)のいずれかの作業に従事する労働者がいる事業所のうち、腰痛予防対策に取り組んでいる事業所は 61.5%[同 65.3%]となっており、取組内容(複数回答)をみると「適切な姿勢・動作を理解させ徹底している」が 57.6%[同 53.4%]と最も多くなっている(第 15 表)。

第15表 腰痛予防対策の取組の有無及び取組内容別事業所割合

											(単位:%)	
						取組	内容(複数[回答)					
区分	第12表の(b)(c) (d)(e)のいず れかの作業 に従事する 労働者がいる 事業所計	腰痛予防対策に取り組んでいる	世 ・ 省力化 ・ イン・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を 全の40%(男性)、 重の40%(男性)、 でいる	き台を使用させている座面の高い椅子や片足置立ち作業が長い場合に、	て、運転座席の改善をて、運転座席の改善を長時間の運転業務におい	させ徹底している適切な姿勢・動作を理解	せている腰部保護ベルトを使用さ	を含む腰痛健康診断を実腰痛に関する特別な項目	チングを実施させている腰痛予防体操・ストレッ	に取り組んでいるに取り組んでいるを記以外の腰痛予防対策	腰痛予防対策に取り組んでいない	不明
平成27年	[43.3] 100.0	61.5 (100.0)	(31.5)	(9.3)	(9.7)	(6.2)	(57.6)	(15.4)	(1.4)	(26.7)	(17.6)	33.6	4.8
(事業所規模)													
1,000 人以上	[53.8] 100.0	89.7 (100.0)	(54.7)	(47.5)	(17.3)	(4.2)	(73.3)	(21.9)	(3.1)	(52.8)	(22.4)	8.5	1.8
500~ 999人	[55.4] 100.0	88.7 (100.0)	(45.0)	(27.3)	(18.2)	(5.1)	(67.1)	(21.6)	(1.2)	(46.9)	(14.2)	7.8	3.5
300~ 499人	[55.4] 100.0	80.5 (100.0)	(46.9)	(18.0)	(12.5)	(4.3)	(57.3)	(19.9)	(0.4)	(39.1)	(14.9)	16.2	3.3
100~ 299人	[50.0] 100.0	81.6 (100.0)	(32.9)	(15.3)	(9.7)	(4.1)	(63.9)	(15.8)	(1.1)	(36.1)	(16.3)	14.3	4.1
50~ 99人	[48.9] 100.0	71.0 (100.0)	(33.5)	(11.3)	(11.8)	(3.1)	(61.8)	(13.3)	(0.4)	(27.5)	(18.4)	23.7	5.2
30~ 49人	[50.7] 100.0	68.0 (100.0)	(32.1)	(9.5)	(9.6)	(6.2)	(58.1)	(16.0)	(1.6)	(26.5)	(13.3)	28.7	3.4
10~ 29人	[40.3] 100.0	56.1 (100.0)	(30.1)	(7.5)	(9.1)	(7.2)	(55.6)	(15.4)	(1.5)	(24.7)	(19.0)	38.7	5.2
平成25年	[43.2] 100.0	65.3 (100.0)	(22.9)	(7.4)	(7.2)	(5.9)	(53.4)	(15.8)	(1.4)	(22.4)	(18.2)	31.0	3.7

注:[]は、全事業所のうち「第12表の(b)(c)(d)(e)のいずれかの作業に従事する労働者がいる事業所」の割合である。

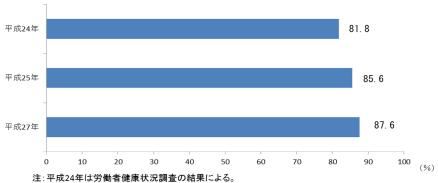
6 受動喫煙防止対策に関する事項

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の割合は87.6%[平成25年調査85.6%]となっている。 産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」が99.2%と最も高く、次いで「金融業、保険業」が 97.6%、「複合サービス事業」が97.2%、「学術研究、専門・技術サービス業」及び「医療、福祉」が 94.3%となっている。

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所の禁煙・分煙の状況については、「事業所の建物内全体(執務室、会議室、食堂、休憩室、商談室等含む)を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能としている」が38.1%[同37.0%]と最も多く、次いで「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にしている」が25.9%[同24.7%]、「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にしている」が15.2%[同14.9%]となっている。(第16表、第2図)

											(単位:%)
			受動		,		煙・分煙状況 「単一回答)				受動	
区分	事業所計		勁喫煙防止対策に取り組んでいる	煙にしている煙にしている	を禁煙とし、屋外のみ喫煙可能とし 室、食堂、休憩室、商談室等含む) 事業所の建物内全体(執務室、会議	外の場所は禁煙にしている喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以事業所の内部に空間的に隔離された	設け、それ以外の場所は禁煙にしていない喫煙場所(喫煙コ―ナ―)をいない喫煙場所(喫煙コ―ナー)を	可能場所と禁煙場所を区分している左記以外の方法で、事業所内の喫煙	事業所内で自由に喫煙できる	不明	喫煙防止対策に取り組んでいない	不明
平成27年	100.0	87.6	(100.0)	(15.2)	(38.1)	(25.9)	(10.5)	(9.4)	(0.5)	(0.2)	11.2	1.1
(事業所規模)												
1.000 人以上	100.0	99.5	(100.0)	(13.6)	(22.8)	(51.1)	(6.4)	(6.0)	(-)	(0.1)	0.5	_
500 ~ 999人	100.0	99.2	(100.0)	(15.1)	(18.0)	(54.5)	(5.7)	(6.1)	(0.3)	(0.4)	0.8	_
300~ 499人	100.0	98.6	(100.0)	(15.1)	(20.2)	(54.9)	(5.0)	(4.4)	(-)	(0.2)	1.3	0.2
100~ 299人	100.0	97.1	(100.0)	(12.0)	(29.7)	(43.1)	(6.6)	(8.0)	(0.3)	(0.3)	2.6	0.3
50~ 99人	100.0	95.6	(100.0)	(7.9)	(37.6)	(34.5)	(10.5)	(9.2)	(0.1)	(0.2)	3.5	0.9
30~ 49人	100.0	91.8	(100.0)	(13.3)	(40.8)	(24.8)	(8.7)	(12.0)	(0.1)	(0.2)	7.8	0.4
10~ 29人	100.0	84.9	(100.0)	(17.0)	(38.6)	(23.0)	(11.3)	(9.1)	(0.7)	(0.2)	13.7	1.4
	100.0	84.9	(100.0)	(17.0)	(38.6)	(23.0)	(11.3)	(9.1)	(0.7)	(0.3)	13.7	1.4
(産業) 農業.林業(林業に限る。)	100.0	72.8	(100.0)	(3.4)	(60.1)	(11.0)	(10.0)	(13.3)	(1.7)	(0.5)	26.4	0.8
展来,休未(休未)に限る。) 鉱業, 採石業, 砂利採取業	100.0	72.8 72.0	(100.0)	(1.4)	(34.7)	(21.9)	(17.2)	(15.7)	(9.1)	(0.5)	28.0	0.0
弧未, 抹石未, 砂剂抹取未 建設業	100.0	72.0 86.9	(100.0)	(6.0)	(34.7)	(32.1)	(13.5)	(13.7)	(2.3)	(-)	13.1	
建改未 製造業	100.0	88.3	(100.0)	(5.3)	(32.3)	(29.7)	(18.2)	(13.6)	(1.3)	(0.6)	10.9	0.8
衆垣未 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.2	(100.0)	(2.6)	(32.3)	(61.0)	(4.8)	(9.0)	(-)	(-)	0.8	0.8
电気・ガス・熱供給・水道条 情報通信業	100.0	93.3	(100.0)	(7.7)	(46.3)	(36.1)	(4.8)	(4.8)	(-)	(0.4)	6.7	
頂報理信果 運輸業, 郵便業	100.0	93.3 79.8	(100.0)	(2.5)	(40.9)	(30.1)	(10.7)	(12.4)	(0.2)	(0.4)	20.2	0.0
連制来, 郵便来 卸売業, 小売業	100.0	79.8 84.6	(100.0)	(10.3)	(40.9)	(32.9)	(9.0)	(9.7)	(0.2)	(0.3)	13.1	2.3
却元末, 小元未 金融業, 保険業	100.0	97.6	(100.0)	(5.1)	(45.4)	(34.6)	(8.2)	(5.6)	(-)	(1.1)	2.4	0.0
並熙朱,休陳朱 不動産業,物品賃貸業	100.0	91.1	(100.0)	(12.0)	(42.5)	(34.0)	(7.3)	(4.2)	(-)	(-)	2.4 8.7	0.0
个助性未,物品負負未 学術研究, 専門・技術サービス業	100.0	94.3	(100.0)	(9.0)	(48.2)	(27.7)	(6.0)	(8.0)	(-)	(1.1)	5.6	0.2
字例研究、等門・技術リーに入業 宿泊業、飲食サービス業	100.0	94.3 84.2	(100.0)	(19.8)	(39.2)	(22.0)	(9.6)	(9.2)	(0.2)	(0.0)	14.7	1.1
16 元来、飲食り一こへ来 生活関連サービス業、娯楽業	100.0	87.3	(100.0)	(9.4)	(33.0)	(23.0)	(19.5)	(11.4)	(3.3)	(0.0)	9.3	3.4
エル国建り―こへ来, 娯米米 教育, 学習支援業	100.0	89.8	(100.0)	(53.9)	(28.5)	(8.9)	(3.3)	(4.2)	(-)	(1.1)	9.2	1.0
教育, 子首文版末 医療, 福祉	100.0	94.3	(100.0)	(46.4)	(39.7)	(5.5)	(3.5)	(4.8)	(-)	(-)	4.7	1.0
複合サービス事業	100.0	97.2	(100.0)	(2.9)	(43.4)	(21.9)	(18.8)	(12.1)	(0.9)	(-)	2.8	- 1.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	87.7	(100.0)	(8.2)	(36.1)	(31.3)	(13.5)	(10.5)	(0.1)	(0.3)	11.6	0.7
平成25年	100.0	85.6	(100.0)	(14.9)	(37.0)	(24.7)	(18.9)	(···)	(···)	(2.6)	14.2	0.3

第16表 受動喫煙防止対策の取組の有無及び禁煙・分煙状況別事業所割合



第2図 受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業所割合の推移

平成24年は万関右健康仏沈調査の結果による

注:禁煙・分煙状況(単一回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢が一部異なるため、比較には注意が必要である。

また、禁煙・分煙以外の取組をしている事業所は 45.2%で、取組内容(複数回答)をみると、「喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知している」が 47.6%と最も多く、次いで「たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置している」が 29.5%となっている(第 17 表)。

第17表 禁煙・分煙以外の取組の有無及び取組内容別事業所割合

													. (単位:%)
	受						禁煙・免	分煙以外の取 (複数回答)	組内容				禁	
区分	事業所計事業所計		禁煙・分煙以外の取組をしている	周知している喫煙可能区域を事業所内に掲示等して	装置)を設置しているたばこの煙を低減する装置(空気清浄	時間以上)を実施している 屋が70・3×(喫煙席数)立方伝/ ルン方メートル以下に維持又は換気 のとの換気(粉じん濃度0・15	メンテナンスしている 気装置、空気清浄装置等)を定期的に 喫煙可能区域に設置した機器(屋外排	濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測 喫煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん	修を開催又は外部の説明会に参加して 定期的に受動喫煙防止対策に関する研	に対する教育や禁煙指導)を実施して に対する教育や禁煙指導)を実施して	設定など)を実施している喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの	左記以外で何らかの対策を実施してい	/ 煙・分煙以外の取組をしていない	不明
平成27年	100.0	45.2	(100.0)	(47.6)	(29.5)	(7.4)	(21.1)	(2.5)	(3.0)	(18.3)	(19.0)	(9.8)	41.0	13.8
(事業所規模)				•			•	•						
1.000 人以上	100.0	81.5	(100.0)	(50.5)	(52.8)	(19.0)	(49.2)	(13.3)	(20.3)	(52.8)	(24.4)	(12.0)	12.4	6.2
500 ~ 999人	100.0	77.0	(100.0)	(45.4)	(43.5)	(16.9)	(47.7)	(13.9)	(9.2)	(34.2)	(24.8)	(11.0)	14.7	8.3
300 ~ 499人	100.0	72.4	(100.0)	(46.3)	(42.9)	(14.8)	(41.7)	(7.5)	(8.1)	(34.9)	(23.0)	(8.6)	17.5	10.1
100~ 299人	100.0	64.2	(100.0)	(49.7)	(40.9)	(10.2)	(34.5)	(5.3)	(6.2)	(27.3)	(21.6)	(6.7)	22.9	12.9
50 ~ 99人	100.0	55.3	(100.0)	(45.0)	(34.5)	(11.5)	(29.1)	(2.8)	(3.6)	(22.6)	(21.0)	(10.6)	32.3	12.4
30 ~ 49人	100.0	47.7	(100.0)	(51.9)	(29.5)	(8.4)	(23.6)	(4.0)	(3.3)	(18.6)	(19.4)	(10.3)	40.3	12.0
10 ~ 29人	100.0	41.1	(100.0)	(46.8)	(26.6)	(5.6)	(16.3)	(1.4)	(2.1)	(15.6)	(17.9)	(9.8)	44.4	14.6
(産業)														
農業,林業(林業に限る。)	100.0	27.6	(100.0)	(52.2)	(7.8)	(-)	(9.9)	(-)	(7.3)	(24.2)	(4.1)	(10.1)	50.2	22.2
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	39.9	(100.0)	(38.4)	(14.4)	(3.2)	(6.2)	(-)	(1.7)	(33.8)	(7.4)	(10.2)	46.9	13.3
建設業	100.0	53.6	(100.0)	(45.5)	(30.4)	(12.8)	(29.9)	(1.5)	(1.4)	(22.7)	(10.5)	(8.4)	35.3	11.1
製造業	100.0	59.9	(100.0)	(44.9)	(25.9)	(9.5)	(22.0)	(1.7)	(4.0)	(17.7)	(35.8)	(9.5)	29.6	10.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	78.8	(100.0)	(45.8)	(52.5)	(26.9)	(46.5)	(24.6)	(8.0)	(53.8)	(13.2)	(3.7)	16.0	5.3
情報通信業	100.0	47.4	(100.0)	(35.3)	(51.8)	(12.0)	(41.8)	(6.0)	(4.7)	(31.0)	(18.7)	(7.3)	37.7	14.9
運輸業,郵便業	100.0	54.7	(100.0)	(62.9)	(37.5)	(6.0)	(27.1)	(4.2)	(3.3)	(23.9)	(8.2)	(13.2)	32.8	12.5
卸売業, 小売業	100.0	42.6	(100.0)	(51.2)	(30.9)	(6.5)	(14.6)	(1.1)	(2.0)	(11.9)	(21.0)	(8.1)	40.7	16.7
金融業,保険業	100.0	49.1	(100.0)	(44.3)	(30.2)	(8.5)	(23.6)	(9.9)	(9.5)	(36.7)	(13.9)	(6.9)	39.3	11.5
不動産業,物品賃貸業	100.0	42.4	(100.0)	(48.3)	(32.0)	(16.5)	(37.2)	(8.4)	(0.6)	(10.3)	(2.5)	(17.3)	48.6	9.0
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	46.2	(100.0)	(45.3)	(26.8)	(5.6)	(32.0)	(1.4)	(1.9)	(17.2)	(18.8)	(7.9)	46.5	7.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	30.3	(100.0)	(54.0)	(24.4)	(2.7)	(16.6)	(0.8)	(4.3)	(14.0)	(4.5)	(7.8)	55.1	14.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	49.9	(100.0)	(44.8)	(43.1)	(5.1)	(18.3)	(0.6)	(0.1)	(8.5)	(12.0)	(7.2)	36.4	13.7
教育,学習支援業	100.0	32.3	(100.0)	(58.7)	(19.2)	(1.4)	(17.9)	(1.5)	(2.0)	(14.0)	(4.8)	(14.1)	53.2	14.4
医療, 福祉 複合サービス事業	100.0 100.0	34.9 37.5	(100.0) (100.0)	(37.7) (47.8)	(15.4) (16.7)	(2.4) (6.6)	(6.7) (11.4)	(0.5) (4.0)	(3.2)	(19.8) (21.6)	(23.8) (10.1)	(14.8) (13.3)	48.7 51.9	16.4 10.6
複合サービス事業 サービス業(他に分類されないもの)	100.0	37.5 52.4	(100.0)	(43.4)	(37.1)	(9.7)	(33.0)	(6.3)	(1.6)	(23.4)	(10.1)	(13.3)	34.3	13.4

職場での受動喫煙を防止するための取組を進めるにあたり、問題があるとする事業所の割合は38.7%[同 42.3%]となっている。問題の内容(2つ以内の複数回答)をみると、「喫煙室からのたばこ煙の漏洩を完全に防ぐことが困難である」が30.6%[同 29.9%]、「顧客に喫煙をやめさせるのが困難である」が30.6%[同 30.3%]であり、この2つが最も多く、次いで「受動喫煙防止に対する喫煙者の理解が得られない」が25.4%[同 22.4%]となっている。(第 18 表)

第18表 職場の受動喫煙防止の取組における問題の有無及び問題の内容別事業所割合

													()	単位:%)
							問題の内容	(2つ以内)	の複数回答	:)				
区分	事業所計		問題がある	得られない 喫煙者の理解が	とが困難である 吹煙室からのたばこ煙	るのが困難である願客に喫煙をやめさせ	スペースがないコーナーを設ける	ための資金がない 喫煙室や喫煙	設置できない 喫煙室に必要な設備を 施設上の制約により、	わからない 取り組み方が 受動喫煙防止対策への	を感じない取り組む必要性	その他	特に問題がない	不明
平成27年	100.0	38.7	(100.0)	(25.4)	(30.6)	(30.6)	(20.1)	(12.4)	(10.0)	(2.6)	(4.6)	(5.7)	57.4	3.9
(事業所規模)														ļ
1,000 人以上	100.0	58.0	(100.0)	(31.8)	(57.5)	(23.6)	(14.5)	(7.0)	(6.1)	(-)	(-)	(7.0)	40.7	1.4
500 ~ 999人	100.0	49.3	(100.0)	(24.6)	(52.4)	(27.9)	(11.2)	(5.8)	(4.2)	(0.9)	(0.3)	(8.3)	47.8	2.9
300 ~ 499人	100.0	49.4	(100.0)	(30.6)	(47.0)	(30.4)	(11.1)	(6.2)	(6.2)	(3.0)	(1.6)	(5.3)	47.7	2.9
100~ 299人	100.0	44.4	(100.0)	(28.5)	(43.2)	(29.6)	(15.3)	(9.3)	(7.7)	(0.9)	(3.0)	(4.1)	52.3	3.3
50 ~ 99人	100.0	47.1	(100.0)	(27.4)	(36.5)	(27.8)	(16.1)	(12.0)	(6.7)	(2.3)	(1.3)	(7.9)	49.8	3.1
30~ 49人 10~ 29人	100.0	41.4	(100.0)	(21.3)	(33.5)	(32.1)	(19.1)	(9.9)	(8.5)	(2.2)	(4.7)	(6.0)	56.1	2.5
10 ~ 29人(産業)	100.0	36.5	(100.0)	(25.6)	(27.4)	(30.9)	(21.7)	(13.4)	(11.1)	(3.0)	(5.4)	(5.3)	59.2	4.3
(性未) 農業.林業(林業に限る。)	100.0	50.8	(100.0)	(24.8)	(17.9)	(27.3)	(21.5)	(15.6)	(9.4)	(3.1)	(7.2)	(9.6)	44.4	4.8
鉱業,採石業,砂利採取業	100.0	60.6	(100.0)	(22.7)	(36.8)	(18.4)	(14.6)	(10.3)	(1.4)	(3.1)	(8.9)	(14.9)	37.2	2.1
建設業	100.0	50.8	(100.0)	(37.5)	(26.9)	(27.7)	(24.1)	(3.5)	(10.2)	(3.7)	(0.2)	(6.8)	44.6	4.7
製造業	100.0	45.6	(100.0)	(25.4)	(34.9)	(27.7)	(19.0)	(11.4)	(9.8)	(2.5)	(5.7)	(5.5)	50.9	3.5
製造業 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	33.0	(100.0)	(22.7)	(63.9)	(17.3)	(9.1)	(1.0)	(10.1)	(2.5)	(5.7)	(3.1)	66.3	0.7
情報通信業	100.0	30.5	(100.0)	(18.9)	(48.1)	(23.5)	(25.5)	(16.5)	(16.7)	(1.4)	(1.4)	(1.3)	68.4	1.1
運輸業,郵便業	100.0	43.6	(100.0)	(26.0)	(24.0)	(22.3)	(16.1)	(17.8)	(3.7)	(4.9)	(14.4)	(5.4)	52.4	4.1
卸売業, 小売業	100.0	35.0	(100.0)	(22.6)	(31.6)	(28.4)	(23.4)	(13.5)	(11.4)	(2.0)	(1.8)	(2.0)	59.7	5.3
金融業. 保険業	100.0	30.2	(100.0)	(27.3)	(49.3)	(11.9)	(27.9)	(5.9)	(7.8)	(1.7)	(6.5)	(2.7)	67.5	2.3
不動産業,物品賃貸業	100.0	26.3	(100.0)	(14.7)	(50.8)	(20.4)	(34.0)	(10.7)	(8.1)	(-)	(5.2)	(4.6)	71.3	2.4
学術研究,専門・技術サービス業	100.0	35.6	(100.0)	(36.3)	(35.1)	(14.6)	(19.4)	(17.9)	(7.9)	(5.7)	(1.3)	(7.3)	64.0	0.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	39.9	(100.0)	(25.6)	(24.4)	(42.0)	(18.4)	(11.3)	(15.1)	(2.8)	(3.4)	(9.0)	55.3	4.8
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	47.2	(100.0)	(10.4)	(26.8)	(64.0)	(12.9)	(20.6)	(7.7)	(1.7)	(6.2)	(3.4)	50.2	2.6
教育, 学習支援業	100.0	20.3	(100.0)	(20.7)	(21.1)	(22.6)	(25.4)	(22.6)	(2.2)	(4.8)	(7.2)	(9.8)	76.4	3.3
医療,福祉	100.0	33.8	(100.0)	(25.1)	(26.6)	(33.4)	(15.7)	(12.1)	(10.3)	(1.6)	(7.4)	(9.0)	63.0	3.1
複合サービス事業	100.0	48.0	(100.0)	(15.8)	(33.9)	(23.6)	(39.2)	(16.1)	(6.4)	(1.9)	(-)	(3.2)	48.0	4.0
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	39.6	(100.0)	(29.6)	(33.6)	(27.7)	(15.4)	(11.3)	(6.1)	(3.0)	(5.2)	(8.9)	58.0	2.4
平成25年	100.0	42.3	(100.0)	(22.4)	(29.9)	(30.3)	(27.6)	(14.0)	(7.2)	(1.4)	(6.3)	(4.1)	54.9	2.8

注:問題の内容(2つ以内の複数回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢の表現が一部異なる。

7 有害業務の有無及び特殊健康診断の実施状況に関する事項

(1)有害業務の状況

労働者の健康に影響を与えるおそれのある有害業務のある事業所の割合は 11.9%となっている。 有害業務の種類(複数回答)別にみると、「有機溶剤業務」が 6.0%と最も多く、次いで「粉じん作業」 が 4.7%、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」が 3.0%となっている。(第 19 表)

										(耳	单位:%)
		右		有	害業務の)種類(初	夏数回答)			左	
区分	事業所計	記の有害業務がある	鉛業務	有機溶剤業務	し又は取り扱う業務特定化学物質を製造	工綿等を取り扱う	放射線業務	粉じん作業	不明	左記の有害業務がない	不明
平成27年	100.0	11.9	0. 6	6.0	3.0	1. 2	2. 5	4. 7	0.0	85. 1	3.0
(産業)	100.0	2.0					1.0	0.0		00 5	2.0
農業、林業(林業に限る)	100.0	3.9	-	1.4	- 0 0	1.0	1.6	0.8	-	92. 5	3. 6
鉱業,採石業,砂利採取業 建設業	100. 0 100. 0	77. 0 18. 9	1. 0	5. 1 5. 2	0. 9 1. 7	1. 0 5. 2	3.1	72. 7 8. 9	_	23. 0 76. 3	4. 7
是 放来 製造業	100.0	37. 9	3. 2	24. 8	10.8	0. 9	1.9	21.4	0.0	60. 0	2. 1
製造来 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	19.6	0. 3	9.5	9. 2	0. 9	6.8	21.4	0.0	79. 0	1. 4
電気・ガス・窓房和・水道来 情報通信業	100.0	0.3	0. 3	9. 0	9. 2	0. 7	0. 3	0.0	_	96. 9	2. 9
運輸業,郵便業	100.0	8. 2	0. 1	3.7	0.3	1.1	0. 0	4. 1	0.0	88. 3	3. 5
卸売業, 小売業	100.0	5. 2	0. 0	2. 9	2. 9	1. 4	0.5	0.8	-	91.3	3. 5
金融業,保険業	100.0	0. 0	-	0. 0	0.0	_	0.0	-	_	99. 7	0. 2
不動産業、物品賃貸業	100.0	0.6	-	0.4	0.3	0.3	0. 2	0.4	_	99. 1	0.4
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	18. 1	1. 9	12.8	10.1	2. 0	6.9	3. 2	-	80. 7	1. 2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	0. 1	-	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	-	97. 6	2. 3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	6.0	-	5. 2	0.6	-	0.0	0.3	-	91.0	3. 1
教育,学習支援業	100. 0	5.0	0. 3	1. 7	1.6	0.0	3.8	1. 2	-	93. 2	1.8
医療,福祉	100. 0	14. 2	0.0	0. 7	1.1	0. 1	12.6	1.4	-	81.0	4. 8
複合サービス事業	100.0	1.4		0. 2	0.0	0. 2		1.1	-	97. 1	1.5
サービス業(他に分類されないもの)	100. 0	15. 0	0. 5	9. 1	3.8	2. 8	1.9	6. 2	-	82. 3	2. 7

第19表 有害業務の有無及び有害業務の種類別事業所割合

(2)特殊健康診断の実施状況

有害業務のある事業所のうち、特殊健康診断を実施した事業所の割合を業務の種類別にみると、「鉛業務」が94.8%と最も多く、次いで「放射線業務」が92.5%、「有期溶剤業務」が88.5%となっている(第20表)。

第20表 特殊健康診断実施の有無別事業所割合及び特殊健康診断受診率・有所見率

〈平成27年〉						(単位:%)
		特殊的	健康診断実施の)有無	特殊健	康診断
業務の種類	有害業務あり 事業所計 1)	特殊健康診 断実施有	特殊健康診 断実施無	不明	受診率 2)	有所見率 2)
鉛業務	[0. 6] 100. 0	94. 8	4. 9	0.3	99. 0	1.2
有機溶剤業務	[6. 0] 100. 0	88. 5	11. 2	0.4	97. 8	3. 5
特定化学物質を製造し又は取り扱う業務	[3. 0] 100. 0	76. 1	23. 0	1.0	99. 1	1.9
石綿等を取り扱う業務	[1. 2] 100. 0	85. 8	10. 1	4. 2	97. 3	7. 6
放射線業務	[2. 5] 100. 0	92. 5	6. 0	1.5	97. 6	6. 2

注:1)[]は、全事業所のうち「当該有害業務ありの事業所」の割合である。

受診率 (%) = 延受診者数 特殊健康診断を実施した 事業所の延受診対象者数

²⁾ 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

(3)じん肺健康診断の実施状況

粉じん作業のある事業所のうち、じん肺健康診断実施対象者のいる事業所の割合は 76.2%となっ ている。これをじん肺健康診断区分(複数回答)別にみると、「3年に1回の定期健康診断実施対象者 がいる」が 65.3%と最も多く、次いで「1年に1回の定期健康診断実施対象者がいる」が 45.5%、「就業 時、定期外又は離職時の健康診断実施対象者がいる(過去1年間)」が 13.2%となっている。(第 21 表)

							(単位:%)
				じん肺健康診断区分	(複数回答)		
年	じん肺健康診断実 施対象者のいる事 業所計 1)	3年に1回の 定期健康診断 実施対象者が いる	実施率 2)	1年に1回の 定期健康診断 実施対象者が いる	実施率 2)	就業時、定期 外又は離職時の健 康診断実施対象 者がいる(過去 1年間)	実施率 2)
平成27年	[76. 2] 100. 0	65. 3 (100. 0)	(94. 4)	45. 5 (100. 0)	(92. 4)	13. 2 (100. 0)	(66. 4)

第21表 じん肺健康診断実施対象者のいる事業所割合及びじん肺健康診断実施率

注:じん肺健康診断は粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。

「3年に1回の定期健康診断」については、過去3年間(平成24年11月1日から 平成27年10月31日まで。以下同じ。)、 「1年に1回の定期健康診断」及び「就業時、定期外又は離職時」については過去1年間の状況をみたものである。

- 1)[]は「粉じん作業のある事業所」に占める「じん肺健康診断実施対象者のいる事業所」の割合である。
- 2) 実施率は、次のように算出した。

また、じん肺健康診断区分別の受診率は、「1年に1回の定期健康診断」が98.2%と最も多く、次い で「3年に1回の定期健康診断」が94.1%、「就業時、定期外又は離職時の健康診断」が87.8%とな っている(第22表)。

第22表 じん肺健康診断受診率及び有所見率

〈平成27年〉		(単位:%)
じん肺健康診断区分	受診率 1)	有所見率 1)
3年に1回の 定期健康診断	94. 1	0. 5
1年に1回の 定期健康診断	98. 2	16. 4
就業時、定期外又は 離職時の健康診断	87. 8	2. 9

注:じん肺健康診断は粉じん作業従事状況及びじん肺管理区分によって実施対象者の受診頻度が定められている。 「3年に1回の定期健康診断」については過去3年間、「1年に1回の定期健康診断」及び「就業時、定期外又は 離職時」については過去1年間の状況をみたものである。

1) 受診率及び有所見率は、次のように算出した。

8 長時間労働者に対する取組に関する事項

平成27年7月1日が含まれる1か月間に「45時間超80時間以下」の時間外・休日労働をした労働者の割合は6.1%、「80時間超100時間以下」は0.8%、「100時間超」は0.3%であり、「45時間超」の長時間労働者の割合は7.2%となっている(第23表)。

第23表 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者割合

(単位:%)

区分	45時間超計	45時間超 80時間以下	80時間超 100時間以下	100時間超
平成27年	7.2	6.1	0.8	0.3
(事業所規模)				
1,000 人以上	8.5	7.5	0.7	0.3
500~ 999人	7.5	6.6	0.6	0.3
300 ~ 499人	6.8	6.0	0.6	0.2
100 ~ 299人	8.0	6.9	0.8	0.3
50~ 99人	8.0	6.3	1.1	0.6
30~ 49人	7.0	5.6	1.0	0.4
10~ 29人	6.1	5.1	0.7	0.3

平成 27 年 7 月 1 日が含まれる 1 か月間の時間外・休日労働時間数が 45 時間超の長時間労働者 から医師による面接指導の申し出があった事業所の割合は「45 時間超 80 時間以下」が 4.9%、「80 時間超 100 時間以下」が 15.2%、「100 時間超」が 19.7%となっている。

そのうち医師による面接指導を実施した事業所の割合をみると、「45 時間超 80 時間以下」が 58.4%、「80 時間超 100 時間以下」が 76.8%、「100 時間超」が 81.3%となっている。(第 24 表)

第24表 7月1日が含まれる1か月間に45時間を超える時間外・休日労働をした労働者に対する 医師による面接指導の実施の有無別事業所割合

		45時間超80時間以下					80時間	超100時	間以下			1	00時間起	2	
区分	た事業所	指導の申し出が医師による面接	実施した	一部実施した	実施しなかった	った事業所	指導の申し出が医師による面接	実施した	一部実施した	実施しなかった	った事業所	指導の申し出が医師による面接	実施した	一部実施した	実施しなかった
平成27年 (事業所規模)	[4.9]	100.0	58.4	10.2	17.8	[15.2]	100.0	76.8	12.0	10.7	[19.7]	100.0	81.3	8.7	9.6
1,000 人以上	[29.4]	100.0	77.8	19.1	1.9	[58.9]	100.0	87.8	8.7	2.3	[77.2]	100.0	90.8	5.0	3.9
500~ 999人	[18.4]	100.0	70.6	20.4	8.9	[43.2]	100.0	82.1	12.8	3.2	[61.1]	100.0	86.6	5.8	5.1
300~ 499人	[15.6]	100.0	76.9	14.4	6.7	[38.3]	100.0	83.3	6.9	7.7	[55.8]	100.0	85.5	3.0	10.8
100~ 299人	[8.6]	100.0	68.5	12.3	15.4	[25.9]	100.0	78.0	10.0	12.0	[40.2]	100.0	87.9	9.0	3.1
50~ 99人	[5.8]	100.0	53.1	3.4	34.5	[15.8]	100.0	62.5	8.9	28.2	[29.8]	100.0	61.1	16.0	22.9
30~ 49人	[7.2]	100.0	50.9	16.3	26.9	[8.1]	100.0 *	94.2 *	3.9 *	1.9 *	[0.7]	100.0 *	100.0 *	- *	- *
10~ 29人	[1.9]	100.0 *	50.6 *	- *	0.3 *	[8.7]	100.0	73.6	22.3	4.0	[5.2]	100.0 *	100.0 *	- *	- *

注:「医師による面接指導の申し出があった事業所計」には医師による面接指導の実施の有無不明が含まれる。

^{1)[]}は、「当該時間外・休日労働をした労働者がいる事業所」のうち、「医師による面接指導の申し出があった事業所」の割合である。

【労働者調査】

1 安全衛生意識に関する事項

(1)安全衛生教育受講の評価

雇い入れられた・派遣されたとき又は作業内容が変わったときに安全衛生教育を受けたことがある 労働者の割合は 65.1%[平成 25 年調査 64.7%]となっており、そのうち、安全衛生教育受講の成果に ついては「少し役に立っている」が 50.8%[同 58.9%]、「大いに役に立っている」が 41.4%[同 32.3%]と、 合わせて 9 割以上が役に立っているとしている(第 25 表)。

(単位:06)

第25表 安全衛生教育受講の有無及び受講の成果別労働者割合

								(単位:%)
	労働者計				受講の成果		安全衛生教	
区分	労働者計	安全衛生 受(大いに役に 立っている	少し役に 立っている	あまり役に 立っていない	育を受けていない	不明
平成27年	100.0	65.1	(100.0)	(41.4)	(50.8)	(7.8)	33.4	1.5
(事業所規模)								
1,000 人以上	100.0	78.9	(100.0)	(46.2)	(46.7)	(7.1)	20.2	8.0
500 ~ 999人	100.0	78.7	(100.0)	(49.9)	(43.7)	(6.5)	20.2	1.1
300 ~ 499人	100.0	73.1	(100.0)	(43.2)	(49.3)	(7.5)	26.2	0.7
100 ~ 299人	100.0	73.1	(100.0)	(37.7)	(52.2)	(10.1)	25.7	1.2
50 ~ 99人	100.0	67.5	(100.0)	(38.9)	(54.3)	(6.7)	31.4	1.1
30 ~ 49人	100.0	62.6	(100.0)	(37.1)	(55.3)	(7.6)	36.2	1.2
10 ~ 29人	100.0	52.6	(100.0)	(44.7)	(48.2)	(7.1)	44.9	2.5
(年齢階級)								
20歳未満	100.0	69.4	(100.0)	(57.3)	(40.3)	(2.4)	14.7	15.9
20~29歳	100.0	71.2	(100.0)	(38.1)	(55.4)	(6.5)	28.2	0.6
30~39歳	100.0	64.9	(100.0)	(38.6)	(50.8)	(10.5)	34.2	0.9
40~49歳	100.0	66.9	(100.0)	(43.0)	(48.5)	(8.5)	31.5	1.7
50~59歳	100.0	62.0	(100.0)	(44.9)	(50.3)	(4.8)	36.8	1.2
60歳以上	100.0	57.8	(100.0)	(40.5)	(52.3)	(7.3)	39.2	3.0
60~64歳	100.0	62.8	(100.0)	(41.0)	(51.8)	(7.2)	33.2	4.0
65歳以上	100.0	49.7	(100.0)	(39.3)	(53.2)	(7.6)	49.0	1.3
(性別)								
男	100.0	69.1	(100.0)	(45.3)	(48.4)	(6.3)	29.8	1.2
女	100.0	59.7	(100.0)	(35.1)	(54.7)	(10.2)	38.3	2.0
(就業形態)								
正社員	100.0	67.8	(100.0)	(42.2)	(49.9)	(7.9)	30.9	1.2
契約社員	100.0	54.0	(100.0)	(34.5)	(60.8)	(4.7)	44.8	1.1
パートタイム労働者	100.0	56.1	(100.0)	(41.0)	(51.1)	(7.9)	40.7	3.1
臨時•日雇労働者	100.0	82.4	(100.0)	(54.7)	(45.1)	(0.1)	15.8	1.8
派遣労働者	100.0	69.4	(100.0)	(31.8)	(55.4)	(12.8)	30.0	0.6
平成25年	100.0	64.7	(100.0)	(32.3)	(58.9)	(8.8)	34.3	1.0

(2)安全衛生活動への参加

過去1年間に安全衛生活動に参加した労働者の割合は 72.8%となっており、就業形態別にみると、 正社員は 77.5%、契約社員は 64.2%、パートタイム労働者は 53.0%、臨時・日雇労働者は 70.6%、派 遣労働者は80.9%となっている(第26表)。

(単位:%) 参加内容(複数回答) 安全衛 安全衛生委 作業の安 火災等非 朝・昼・終 社内の運動 4S(黎理 災害防止 安全衛生活動に 生活動に 区分 労働者計 員会(安全 災害発生 全に関す 常時の対 安全パト リスクアも 礼での安 不明 などを話し 危険予知 指差し呼 安全提案 整頓·清 参加した 参加しな 委員会及70 時の避難 スマニュフ 広・マニュ ハット事例 ロールの スメントの 全、健康に関する 短渾動かど その他 潔·清掃) 合うミー KY)活動 称活動 かった ル類の作 衛生委員会 アルの周 の報告 実施 実施 健康に関す 訓練 活動 ティング 講話等 を含む) 成 知徹底 る活動 平成27年 100.0 72.8 (100.0) (55.9) (31.6) (29.4) (23.5)(20.7) (9.8) (4.9) 25.9 (31.7)(55.1)(19.0)(30.8)(24.5)(44.8)(40.5)1.3 (13.4)(年齢階級) 20歳未満 1000 65 1 (100.0) (6.2)(70.7)(15.3)(132)(32)(47.1)(57.4)(18.3) (62.2)(44) (37)(141) (30)(7.1)(3.4) 349 20~29歳 100.0 72.5 (100.0) (22.4)(52.0)(56.7)(25.1)(14.4)(23.1)(25.8)(21.2)(41.3)(16.6)(15.4)(33.2)(11.6)(4.6)(4.6)27.0 0.5 30~39歳 (29.9) (53.9) (30.4) (18.1) (27.4) (44.6) (17.3) (17.7) (38.0) (13.7)(8.1) (4.9) 24.5 100.0 73.7 (100.0)(55.3)(29.6)(20.8)1.7 40~49歳 100.0 74.4 (100.0) (36.6) (57.1) (60.2) (34.8) (22.0) (32.3)(26.8) (25.1) (43.7) (15.0) (11.2)(4.3) 24.2 (31.8)(26.9)(46.4)50~59歳 1000 76.5 (1000)(37.6)(53.8)(582)(33.6)(20.1)(34.9)(31.5)(27.3)(437)(30.3)(25.2)(44.8) (128)(12.3)(4.7) 22.7 0.8 60歳以上 (44.1) (32.7)(30.8)(28.6) (43.1) (8.0) 37.5 100.0 60.3 (100.0)(24.7)(54.8)(18.2)(25.6)(26.9) (46.9)(14.9)(12.4)(13.0)2.1 29.0 60~64歳 100.0 67.8 (30.0) (53.7)(51.0) (36.3) (18.8) (32.3)(29.4) (30.5) (31.8) (17.9) (42.5) (14.2)(21.3) 65歳以上 100.0 48.1 (100.0) (12.5) (28.2) (24.4) (27.6) (7.9) (10.4) (6.1) 51.4 0.5 (18.7)性別) 100.0 75.7 (100.0) (39.5)(59.1) (54.2) (38.8) (23.6) (31.4) (38.7) (30.7) (47.5) (31.9) (26.6) (44.2) (16.3) (13.0) (5.4) 23.1 1.2 男 100.0 (19.8) (11.7)就業形態) 100.0 (55.3) (4.9) 正計員 77.5 (100.0)(36.0)(57.2)(34.7)(21.4)(32.3)(32.4)(26.8)(47.3)(27.2)(24.0)(42.3)(14.4)(10.8)21.5 1.0 契約社員 (23.2) (59.8) (26.2) (7.7) (17.6) (19.6) (10.9) (16.0) (5.7) 100.0 64.2 (100.0)(52.3)(22.3)(19.4)(34.1)(34.3)(6.3)34.1 1.8 パートタイム労働者 100.0 53.0 (100.0) (9.2) (55.6) (42.5) (15.8) (10.2) (28.2) (14.9) (11.5)(36.5) (2.7) (5.4) (30.8) (5.6) (4.9) 45.0 2.0 (6.6)臨時·日雇労働者 1000 706 (1000)(47 1) (58.9)(513)(451) (40.9) (35.8)(61.1) (50.6)(50.6)(40.1)(36.8)(44 4) (6.3)(15.7)(46) 0.9 28.5 (61.4)18.9 派遣労働者 100.0 80.9 (100.0)(13.4)(54.3)(17.3)(7.7)(18.8)(25.9)(17.7)(28.8)(6.4)(6.6)(42.0)(5.0)(5.0)(1.7)0.2 平成25年 (78.5)(21.2)(35.5)(26.2) (...) (42.2)(20.1)(17.8)(42.3)(...) (12.4)(5.3)16.5 0.8 100.0 82.7 (100.0)(33.2)

第26表 安全衛生活動の参加内容別労働者割合

注:参加内容(複数回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢が一部異なるため、比較には注意が必要である。

(3)特殊健康診断の受診状況

鉛業務、有機溶剤業務又は放射線業務(常時従事する場合に特殊健康診断が必要な業務)につい て過去1年間常時従事した労働者の割合をみると、「有機溶剤業務」が2.8%と最も多く、次いで「放射 線業務」が 1.8%、「鉛業務」が 0.5%となっている。

過去1年間常時従事した労働者について業務の種類別に特殊健康診断の受診状況(あり)をみると、 「有機溶剤業務」が 79.2%と最も多く、次いで「鉛業務」が 78.9%、「放射線業務」が 70.4%となっている。 (第27表)

												(単位:%)
			ş	4業務			有機	溶剤業務			放卵	肘線業務	
区分	労働者計		害業務に	特殊健康	诊断の受診		害業務に	特殊健康診	断の受診		害業務に	特殊健康訓	診断の受診
		従	事した 1)	1) あり なし		従事した 1)		あり	なし	従事した 1)		あり	なし
平成27年	100.0	0.5	(100.0)	(78. 9)	(21. 1)	2. 8	(100.0)	(79. 2)	(20. 7)	1.8	(100.0)	(70. 4)	(28. 4)
(就業形態別)													
正社員	100.0	0.5	(100.0)	(93.7)	(6.3)	3. 1	(100.0)	(82. 4)	(17. 4)	2. 1	(100.0)	(73.6)	(25.0)
契約社員	100.0	0.4	(100.0) *	(19.4) *	(80.6) *	1.7	(100.0)	(67. 7)	(32. 3)	1.5	(100.0)	(73.5)	(26.5)
パートタイム労働者	100.0	0.0	(100.0) *	(-) *	(100.0) *	0.7	(100.0)	(51.0)	(49.0)	0.6	(100.0) *	(13.9) *	(86.1) *
臨時・日雇労働者	100.0	-	(-) *	(-) *	(-) *	7. 3	(100.0) *	(100.0) *	(-) *	4. 2	(100.0) *	(-) *	(100.0) *
派遣労働者	100.0	2. 8	(100.0) *	(21.5) *	(78.5) *	8. 9	(100.0)	(64. 2)	(35. 8)	1.0	(100.0) *	(100.0) *	(-) *

第27表 過去1年間に常時従事した有害業務の種類及び特殊健康診断受診の有無別労働者割合

注:1)「有害業務に従事した」には、特殊健康診断受診の有無不明が含まれる。

特定化学物質を製造し又は取り扱う業務、石綿等を取り扱う業務並びに粉じん作業(常時従事する 又は過去に従事したことがある場合に特殊健康診断が必要な有害業務)について、現在あるいは過 去に常時従事したことがある労働者の割合をみると、「特定化学物質を製造し又は取り扱う業務」が 2.8%と最も多く、次いで「粉じん作業(1年に1回の定期健康診断の対象者)」が2.0%、「石綿等を取り 扱う業務」及び「粉じん作業(3年に1回の定期健康診断の対象者)」が 0.6%、「粉じん作業(就業時、 定期外又は離職時の健康診断の対象者(過去1年間))」が 0.2%となっている。

現在あるいは過去に常時従事したことがある労働者について、有害業務の種類別に過去1年間又 は過去3年間(平成24年11月1日から平成27年10月31日までの期間。以下同じ。)の特殊健康診 断の受診状況(あり)をみると、「粉じん作業(1年に1回の定期健康診断の対象者)」が 95.8%と最も多 く、次いで「粉じん作業(就業時、定期外又は離職時の健康診断の対象者(過去1年間))」が 92.5%、 「粉じん作業(3年に1回の定期健康診断の対象者)」が90.6%、「特定化学物質を製造し又は取り扱う 業務」が 87.1%、「石綿等を取り扱う業務」が 77.9%となっている。(第 28 表)

第28表 現在あるいは過去に常時従事した有害業務の種類及び特殊健康診断受診の有無別労働者割合

									(単位:%)
		特別	€化学物質を製	遺造し又は取り	扱う業務		石綿等 8	を取り扱う業務	
区分	労働者計		言業務に	特殊健康診	診断の受診		害業務に したことが	特殊健康診	断の受診
		従事したことが ある 1)		あり なし			ある 1)	あり	なし
平成27年	100.0	2. 8	(100.0)	(87. 1)	(11.8)	0.6	(100. 0)	(77. 9)	(22. 1)
(就業形態別)									
正社員	100.0	3.1	(100.0)	(87. 4)	(12.3)	0.6	(100.0)	(87. 6)	(12.4)
契約社員	100.0	1.7	(100.0)	(91.6)	(-)	1.3	(100.0) *	(29.1) *	(70.9) *
パートタイム労働者	100.0	0.4	(100.0) *	(66.1) *	(33.9) *	-	(-)*	(-) *	(-)*
臨時・日雇労働者	100.0	7.3	(100.0) *	(40.0) *	(-) *	7.3	(100.0) *	(100.0) *	(-)*
派遣労働者	100. 0	8.3	(100.0)	(92. 7)	(7.3)	0.2	(100.0) *	(-) *	(100.0) *

							粉じ	じん作業					
		9	年に1回の気	官期健康診断の	対象者		1年に1回の記	定期健康診断の対	対象者			期外又は離職時 象者(過去1年)	
区分	労働者計	有害業務に 従事したことが ある 1)		特殊健康診	診断の受診		害業務に [特殊健康診	断の受診		害業務に したことが	特殊健康診	断の受診
				あり	なし		ある 1)	あり なし		ある 1)		あり	なし
平成27年 (就業形態別)	100.0	0.6	(100.0)	(90. 6)	(9.4)	2.0	(100. 0)	(95.8)	(3.9)	0.2	(100. 0)	(92. 5)	(7. 5)
正社員	100.0	0.6	(100.0)	(90.3)	(9.7)	2. 2	(100.0)	(95. 7)	(3.9)	0.1	(100.0)	(98.9)	(1.1)
契約社員	100.0	1.2	(100.0) *	(96.9) *	(3.1) *	1.4	(100.0)	(97. 7)	(2.3)	0.3	(100.0) *	(89.7) *	(10.3) *
パートタイム労働者	100.0	0.1	(100.0) *	(57.7) *	(42.3) *	1.1	(100.0)	(95. 7)	(4. 3)	0.3	(100.0) *	(84.1) *	(15.9) *
臨時・日雇労働者	100. 0	4.4	(100.0) *	(100.0) *	(-) *	4.4	(100.0) *	(100.0) *	(-) *	4.4	(100.0) *	(100.0) *	(-) *
派遣労働者	100. 0	1.1	(100.0) *	(90.8) *	(9.2) *	1.6	(100.0) *	(93.6) *	(6.4) *	0.5	(100.0) *	(79. 1) *	(20.9) *

2 ヒヤリ・ハット体験に関する事項

現在の職場で、過去1年間において労働災害につながるようなヒヤリ・ハット体験があった労働者の割合は37.8%[平成25年調査34.6%]となっており、産業別では「農業、林業(林業に限る。)」が59.5%、「医療、福祉」が56.7%、「鉱業、採石業、砂利採取業」が51.4%で5割を超えている。

また、ヒヤリ・ハット体験がある労働者のうち、会社(上司)への報告の有無をみると、会社(上司)に「すべて報告した」とする労働者が 59.7%[同 55.6%]と最も多い。さらに、会社(上司)にすべて報告した労働者のうち、会社(上司)が「原因の究明や設備の改善など十分に対応してくれた」とする割合は 78.0%[同 75.0%]となっている。(第 29 表)

第29表 「ヒヤリ・ハット体験」の有無、会社(上司)への報告の有無、会社(上司)の事後措置の有無別労働者割合

								소차(H	- 司) への	報告の有無						
			Г					A11(1	- 107	HL II V FI M					E	
区分	労働者計	体験がある		すべて幸せした	くこ日	ど十分に対応してくれた原因の究明や設備の改善な	対応してくれたが、十分で	全く対応してくれなかった	報告した	t n	ど十分に対応してくれた原因の究明や設備の改善な	はなかった対応してくれたが、十分で	全く対応してくれなかった	報告しなかった	ニヤリ・ハット体験がない	不明
平成27年	100.0	37.8 (100	.0)	(59.7)	[100.0]	[78.0]	[19.7]	[2.3]	(29.7)	[100.0]	[66.9]	[31.3]	[1.8]	(10.6)	61.4	0.8
(事業所規模) 1,000 人以上 500 ~ 999人 300 ~ 499人 100 ~ 299人 50 ~ 99人 30 ~ 29人 (産業) 株業に限る。) 鉱業と業業業業電気経業・が長業・大震戦を業業・が長業・大震撃・大震撃・大震撃・大震撃・大保験・大保験・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	40.6 (10.4 (0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0)	(60.8) (65.2) (67.3) (58.4) (57.2) (60.4) (58.5) (46.0) (60.7) (61.3) (55.4) (50.1) (51.5) (50.9) (55.0) (63.0) (83.3) (44.7) (51.6) (5	[100.0] [100.0]	[72.5] [83.1] [74.1] [74.8] [72.7] [77.4] [84.0] [83.2] [74.7] [91.7] [71.5] [95.6] [95.5] [89.8] [77.1] [80.4] [91.9] [64.8] [84.5] [90.8] [81.7] [73.2] [68.6]	[25.5] [14.3] [22.4] [22.3] [26.0] [20.0] [14.0] [16.8] [23.6] [8.3] [24.2] [4.4] [4.5] [19.5] [18.6] [8.1] [35.2] [8.9] [9.9] [17.1] [25.4]	[2.0] [2.6] [3.5] [2.8] [1.3] [2.6] [2.1] [-] [-] [4.3] [-] [0.2] [3.4] [1.0] [-] [6.6] [-] [1.2] [1.2]	(31.1) (25.2) (19.8) (33.2) (33.7) (29.4) (28.2) (37.0) (26.1) (17.8) (32.9) (40.8) (34.1) (40.3) (33.2) (20.6) (13.5) (39.2) (36.2) (34.5) (37.9) (24.2) (34.5)	[100.0] [100.0]	[76.3] [72.1] [70.2] [63.9] [66.8] [68.2] [65.3] [65.7] [59.2] [69.7] [81.9] [27.4] [79.2] [57.9] [69.0] [69.0] [74.7] [61.5] [53.0] [74.7] [61.5] [63.8] [63.8]	[19.4] [27.0] [28.6] [34.7] [31.4] [26.6] [34.1] [33.4] [40.8] [29.4] [27.3] [16.5] [72.6] [20.3] [42.1] [25.9] [9.3] [44.1] [25.9] [9.3] [44.1] [25.3] [32.3] [40.2] [37.7] [11.6]	[4.3] [0.9] [1.2] [1.3] [1.7] [5.2] [0.6] [1.9] [3.0] [1.6] [-] [5.1] [-] [5.1] [-] [2.9] [-] [6.2] [-] [-]	(8.0) (9.5) (12.9) (8.4) (9.1) (10.1) (13.3) (17.1) (13.2) (20.9) (11.7) (9.1) (14.3) (8.8) (16.4) (3.2) (16.1) (12.2) (31.6) (17.4) (3.7) (17.9)	64.4 59.0 50.3 62.1 63.7 63.8 60.4 39.8 47.7 52.7 52.8 86.9 53.8 86.9 53.8 76.4 88.7 63.2 77.9 78.7 77.3 42.9 81.1	0.2 0.3 0.4 0.2 1.0 1.6 0.8 0.9 0.1 0.7 0.2 2.4 0.5 1.1 0.3 2.0 0.8 0.5 0.8
複合サービス争乗 サービス業 (他に分類されないもの) (年齢階級) 20歳未満 20~29歳 30~39歳 40~49歳 50~59歳	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	36.5 (10 35.1 (10 44.8 (10 40.4 (10 37.1 (10	0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0)	(84.2) (64.7) (84.2) (54.1) (58.6) (61.4) (59.9)	[100.0] [100.0] [100.0] [100.0] [100.0] [100.0]	[96.6] [80.3] [73.9] [80.5] [76.1]	[29.3] [20.1] [3.4] [16.8] [23.4] [18.1] [19.9]	[2.1] [0.6] [-] [2.9] [2.7] [1.3] [4.0]	(36.9) (26.2) (13.2) (32.1) (33.7) (27.2) (30.2)	[100.0] [100.0] * [100.0] * [100.0] [100.0] [100.0]	[88.4] * [61.1] [88.4] * [67.2] [66.1] [68.8] [67.3]	[11.6] [31.7] [11.6] * [30.9] [31.6] [28.8] [32.1]	[-] [7.2] [-] * [1.9] [2.4] [2.4] [0.6]	(17.9) (9.1) (2.6) (13.8) (7.7) (11.4) (9.9)	63.2 64.9 53.8 58.7 62.2 64.7	0.4 0.4 - 1.4 0.9 0.6 0.4
60歳以上 60~64歳 65歳以上 (性別)	100.0 100.0 100.0	29.3 (10 34.1 (10	0.0) 0.0) 0.0)	(66.4) (66.0) (67.4)	[100.0] [100.0] [100.0]	[78.5] [76.7] [83.0]	[21.2] [23.3] [16.0]	[0.3] [0.0] [1.0]	(20.1) (20.2) (19.8)	[100.0] [100.0] [100.0]	[58.7] [52.1] [76.2]	[41.3] [47.9] [23.8]	[-] [-]	(13.6) (13.8) (12.9)	70.3 65.5 78.1	0.4 0.3 0.5
男 女 (就業形態)	100.0	30.9 (10	0.0)	(57.1) (64.7)	[100.0] [100.0]	[78.9] [76.3]	[19.7] [19.7]	[1.3] [4.0]	(31.8) (25.5)	[100.0] [100.0]	[67.7] [64.9]	[30.2] [33.9]	[2.1]	(11.1) (9.8)	56.5 68.1	0.6 1.0
正社員契約社員バータイム労働者臨時・日雇労働者派遣労働者	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	27.4 (10 31.7 (10 64.5 (10 21.2 (10	0.0) 0.0) 0.0) 0.0) 0.0)	(61.3) (49.8) (50.9) (88.4) (73.5)	[100.0] [100.0] [100.0] [100.0]	[78.8] [80.1] [72.4] [79.2] [64.8]	[19.2] [18.2] [21.6] [20.8] [35.2]	[1.9] [1.7] [6.0] [-]	(28.8) (39.0) (34.1) (11.4) (12.2)	[100.0] [100.0] [100.0] * [100.0] *	[67.0] [54.2] [72.5] [100.0] * [52.5]	[30.9] [45.8] [26.8] [-] * [33.5]	[2.1] [-] [0.7] [-] * [14.0]	(9.9) (11.2) (14.9) (0.2) (14.3)	58.7 72.6 67.3 33.7 78.8	0.8 0.0 1.0 1.8
平成25年	100.0	34.6 (10	0.0)	(55.6)	[100.0]	[75.0]	[24.0]	[1.0]	(31.6)	[100.0]	[67.8]	[27.7]	[4.5]	(12.7)	63.9	1.5

3 職業生活に関する事項

(1)仕事や職業生活に関する不安、悩み、ストレスについて相談できる人の有無等

現在の自分の仕事や職業生活での不安、悩み、ストレス(以下、「不安、悩み、ストレス」をまとめて 「ストレス」という。)について、「相談できる人がいる」とする労働者の割合は 84.6% [平成 25 年調査 90.8%]となっている。また、「相談できる人がいる」とする労働者の相談相手(複数回答)は、「家族・友 人」が83.1%[同83.2%]で最も多く、次いで「上司・同僚」が77.9%[同75.8%]となっている。(第30表)

													(単位:%)
							相談できる相	手(複数回答)					
区分	労働者計	人かいる		上司·同僚	家族·友人	産業医	産業医以外の 医師	保健師又は 看護師	衛生管理者又 は衛生推進者 等	カウンセラー 等	その他	相談できる人はいない	不明
平成27年	100.0	84.6	(100.0)	(77.9)	(83.1)	(9.0)	(3.8)	(4.4)	(2.6)	(3.6)	(2.5)	7.2	8.2
(年齢階級)													
20歳未満	100.0	81.6	(100.0)	(64.4)	(78.5)	(-)	(-)	(-)	(0.1)	(0.1)	(0.7)	7.6	10.8
20~29歳	100.0	91.6	(100.0)	(76.6)	(91.3)	(3.9)	(1.5)	(2.7)	(2.2)	(2.9)	(3.4)	3.9	4.4
30~39歳	100.0	88.4	(100.0)	(81.2)	(89.4)	(8.2)	(3.5)	(3.9)	(1.8)	(3.8)	(2.3)	7.0	4.6
40~49歳	100.0	87.3	(100.0)	(79.8)	(80.5)	(9.3)	(2.6)	(4.1)	(3.5)	(3.9)	(2.1)	6.6	6.2
50~59歳	100.0	81.4	(100.0)	(73.5)	(75.8)	(13.9)	(7.0)	(7.5)	(3.4)	(3.8)	(3.2)	9.0	9.6
60歳以上	100.0	64.6	(100.0)	(74.3)	(72.4)	(10.5)	(6.3)	(4.2)	(1.4)	(3.3)	(1.2)	10.3	25.2
60~64歳	100.0	66.3	(100.0)	(72.6)	(75.0)	(13.2)	(7.0)	(6.3)	(2.0)	(4.9)	(1.7)	11.8	21.9
65歳以上	100.0	61.8	(100.0)	(77.3)	(67.9)	(5.7)	(4.9)	(0.6)	(0.3)	(0.5)	(0.2)	7.8	30.4
(性別)													
男	100.0	81.1	(100.0)	(78.5)	(79.4)	(12.2)	(4.5)	(5.1)	(3.4)	(4.2)	(2.3)	9.6	9.4
女	100.0	89.6	(100.0)	(77.1)	(87.6)	(5.0)	(2.9)	(3.6)	(1.7)	(2.9)	(2.8)	3.9	6.5
(就業形態)													
正社員	100.0	86.4	(100.0)	(79.1)	(83.1)	(10.6)	(4.1)	(5.3)	(3.3)	(4.3)	(2.5)	7.2	6.4
契約社員	100.0	74.4	(100.0)	(74.4)	(83.9)	(8.2)	(4.5)	(2.9)	(0.4)	(1.9)	(2.4)	11.5	14.1
パートタイム労働者	100.0	80.2	(100.0)	(74.2)	(83.8)	(2.1)	(1.8)	(1.4)	(0.1)	(0.5)	(1.4)	5.6	14.2
臨時·日雇労働者	100.0	76.1	(100.0)	(74.5)	(48.9)	(3.8)	(-)	(3.8)	(-)	(-)	(18.4)	2.2	21.7
派遣労働者	100.0	89.8	(100.0)	(72.3)	(80.4)	(4.7)	(2.7)	(0.7)	(3.4)	(6.5)	(7.5)	3.6	6.6
平成25年	100.0	90.8	(100.0)	(75.8)	(83.2)	(8.1)	(3.5)	(5.0)	(2.9)	(3.4)	(4.1)	8.6	0.6

第30表 ストレスを相談できる人の有無、相談できる相手別労働者割合

また、「ストレスを相談できる人がいる」とした労働者のうち、「実際に相談した」労働者の割合は 78.1%[同 75.8%]となっており、実際に相談した相手(複数回答)をみると、「家族・友人」が 77.7%[同 58.9%]と最も多く、次いで「上司・同僚」が 73.2%[同 53.5%]となっている(第 31 表)。

(出4:04)

第31表 ストレスを実際に相談した人の有無、相談した相手別労働者割合

													(=	卢 拉:%)
	ストレ	スを相談					実	際に相談した	相手(複数回答	5)				
区分	できる。	人がいる 計者計		ミ際に 談した	上司·同僚	家族•友人	産業医	産業医以外 の医師	保健師又は 看護師	衛生管理者 又は衛生推 進者等	カウンセ ラ ー 等	その他	相談したことはない	不明
平成27年	[84.6]	100.0	78.1	(100.0)	(73.2)	(77.7)	(2.9)	(2.1)	(2.1)	(0.7)	(1.8)	(1.9)	16.2	5.6
(年齢階級)														
20歳未満	[81.6]	100.0	51.4	(100.0)	(71.7)	(81.2)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	47.1	1.5
20~29歳	[91.6]	100.0	82.5	(100.0)	(71.9)	(86.5)	(1.4)	(0.9)	(1.2)	(0.2)	(1.1)	(2.3)	12.6	4.9
30~39歳	[88.4]	100.0	79.7	(100.0)	(76.9)	(85.2)	(2.6)	(1.8)	(1.2)	(0.3)	(2.4)	(1.4)	15.6	4.7
40~49歳	[87.3]	100.0	80.5	(100.0)	(74.8)	(74.7)	(3.1)	(1.7)	(2.0)	(0.9)	(1.8)	(1.5)	14.9	4.6
50~59歳	[81.4]	100.0	72.9	(100.0)	(68.2)	(69.4)	(4.7)	(3.8)	(4.3)	(1.6)	(1.4)	(3.1)	19.4	7.6
60歳以上	[64.6]	100.0	71.1	(100.0)	(68.9)	(61.6)	(2.8)	(4.3)	(2.3)	(0.2)	(2.1)	(1.0)	19.1	9.9
60~64歳	[66.3]	100.0	67.3	(100.0)	(62.5)	(67.8)	(4.6)	(5.9)	(3.9)	(0.3)	(3.5)	(1.7)	21.5	11.3
65歳以上	[61.8]	100.0	77.7	(100.0)	(78.7)	(52.2)	(-)	(1.8)	(-)	(-)	(-)	(-)	14.9	7.4
(性別)														
男	[81.1]	100.0	71.7	(100.0)	(73.1)	(72.1)	(4.7)	(3.0)	(2.3)	(1.0)	(2.1)	(1.0)	21.6	6.7
女	[89.6]	100.0	86.1	(100.0)	(73.4)	(83.5)	(1.1)	(1.2)	(1.8)	(0.4)	(1.5)	(2.8)	9.6	4.3
(就業形態)														
正社員	[86.4]	100.0	78.3	(100.0)	(73.5)	(77.5)	(3.6)	(2.3)	(2.5)	(0.9)	(2.0)	(1.7)	16.0	5.7
契約社員	[74.4]	100.0	77.7	(100.0)	(68.6)	(80.5)	(1.5)	(2.8)	(1.3)	(0.1)	(0.5)	(2.5)	16.0	6.3
パートタイム労働者	[80.2]	100.0	77.8	(100.0)	(75.1)	(78.7)	(0.3)	(1.1)	(0.6)	(-)	(0.2)	(8.0)	17.2	4.9
臨時·日雇労働者	[76.1]	100.0	90.6	(100.0)	(78.1)	(43.6)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(20.3)	0.1	9.3
派遣労働者	[89.8]	100.0	75.6	(100.0)	(64.4)	(74.5)	(1.2)	(0.5)	(-)	(0.2)	(7.8)	(9.0)	18.9	5.5
平成25年	[90.8]	100.0	75.8	(100.0)	(53.5)	(58.9)	(2.1)	(2.2)	(2.9)	(1.0)	(1.4)	(2.3)	24.2	-

注:[]は、全労働者のうち「ストレスを相談できる人がいる労働者」の割合である。

さらに、「実際に相談したことがある」労働者のうち、ストレスが「解消された」とする労働者の割合は 31.1%[同 33.1%]、「解消されなかったが、気が楽になった」は 59.2%[同 56.2%]となっている(第 32 表)。

					(単位:%)
			ストレスの	解消状況	
区 分	ストレスを実際に 相談した労働者計	解消された	解消されなか ったが、気が 楽になった	解消もされず、 気が楽にも ならなかった	不明
平成27年	[78.1] 100.0	31.1	59.2	5.4	4.2
(年齢階級) 20歳未満	[51.4] 100.0	75.5	24.5	_	_
20~29歳	[82.5] 100.0	35.6	54.4	5.8	4.3
30~39歳	[79.7] 100.0	26.1	63.3	7.4	3.2
40~49歳	[80.5] 100.0	30.8	59.3	4.7	5.2
50~59歳	[72.9] 100.0	29.1	62.9	3.8	4.2
60歳以上	[71.1] 100.0	41.2	49.0	5.1	4.6
60~64歳	[67.3] 100.0	36.3	54.4	7.4	1.9
65歳以上	[77.7] 100.0	48.6	41.0	1.6	8.7
(性別)					
男	[71.7] 100.0	32.3	57.5	5.7	4.5
女	[86.1] 100.0	29.8	61.0	5.2	3.9
(就業形態)					
正社員	[78.3] 100.0	29.9	60.3	5.6	4.2
契約社員	[77.7] 100.0	24.1	63.1	5.8	7.0
パートタイム労働者	[77.8] 100.0	41.1	51.5	3.9	3.5
臨時·日雇労働者	[90.6] 100.0	50.6	46.0	0.8	2.6
派遣労働者	[75.6] 100.0	26.1	62.5	9.6	1.7
平成25年	[75.8] 100.0	33.1	56.2	47	5.9

第32表 相談後のストレス解消状況別労働者割合

| 平成25年 | [75.8] 100.0 33.1 56.2 注:[]は、「ストレスを相談できる人がいる労働者」のうち「ストレスを実際に相談した労働者」の割合である。

(2)仕事や職業生活に関する強いストレス

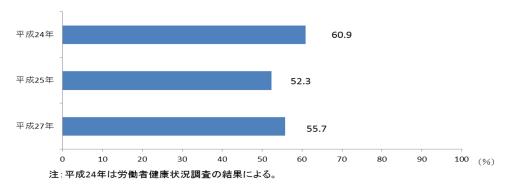
現在の仕事や職業生活に関することで、強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は 55.7%[平成 25 年調査 52.3%]となっている。その内容(3つ以内の複数回答)をみると、「仕事の質・量」が 57.5%[同 65.3%]と最も多く、次いで「対人関係(セクハラ・パワハラを含む。)」が 36.4%[同 33.7%]、「仕事の失敗、責任の発生等」が 33.2%[同 36.6%]となっている。(第 33 表、第3図)

														(単位:%)
							強いストレスの	の内容(3つ以内	内の複数回答)				強いストレス	
区分	労働者計	なってし	ストレスと いると感じる 丙がある	仕事の質・量	対人関係 (セクハラ・パ ワハラを含 む。)		仕事の失敗、 責任の発生等	事故や災害の 体験	雇用の安定性	会社の将来性	その他	不明	をなっている と感じる事柄 がない	不明
平成27年	100.0	55.7	(100.0)	(57.5)	(36.4)	(23.9)	(33.2)	(1.9)	(14.7)	(20.3)	(11.5)	(0.6)	43.6	0.7
(年齢階級)														
20歳未満	100.0	25.5	(100.0)	(54.1)	(55.2)	(3.4)	(63.8)	(-)	(0.2)	(3.0)	(15.0)	(-)	70.9	3.6
20~29歳	100.0	55.6	(100.0)	(59.6)	(38.5)	(21.7)	(41.1)	(1.1)	(13.6)	(20.1)	(10.0)	(-)	43.4	1.0
30~39歳	100.0	58.6	(100.0)	(58.1)	(38.1)	(28.8)	(33.5)	(2.6)	(15.3)	(21.5)	(11.7)	(0.7)	40.8	0.6
40~49歳	100.0	60.4	(100.0)	(57.7)	(35.4)	(22.5)	(31.6)	(1.4)	(13.8)	(20.1)	(13.1)	(1.1)	39.0	0.7
50~59歳	100.0	57.0	(100.0)	(59.0)	(33.4)	(24.3)	(29.8)	(1.9)	(15.0)	(21.2)	(9.3)	(0.1)	42.7	0.3
60歳以上	100.0	36.1	(100.0)	(44.4)	(36.7)	(15.3)	(30.5)	(2.6)	(19.2)	(15.1)	(12.8)	(0.5)	63.2	0.7
60~64歳	100.0	42.9	(100.0)	(46.6)	(37.5)	(17.2)	(26.3)	(2.2)	(16.8)	(18.6)	(14.3)	(0.7)	56.0	1.1
65歳以上	100.0	25.1	(100.0)	(38.3)	(34.4)	(10.1)	(42.0)	(3.7)	(25.8)	(5.4)	(8.7)	(-)	74.8	0.1
(性別)														
男	100.0	53.7	(100.0)	(58.7)	(32.0)	(26.4)	(35.3)	(2.4)	(12.7)	(24.0)	(11.0)	(0.5)	45.8	0.5
女	100.0	58.5	(100.0)	(55.9)	(41.9)	(20.6)	(30.7)	(1.3)	(17.2)	(15.6)	(12.1)	(0.7)	40.7	0.9
(就業形態)														
正社員	100.0	59.0	(100.0)	(61.1)	(34.8)	(27.2)	(34.3)	(2.0)	(10.7)	(23.0)	(10.5)	(0.3)	40.4	0.7
契約社員	100.0	54.5	(100.0)	(40.6)	(38.7)	(10.3)	(23.8)	(1.2)	(35.0)	(10.2)	(15.2)	(2.8)	45.5	0.0
パートタイム労働者	100.0	38.8	(100.0)	(47.9)	(46.0)	(13.2)	(32.5)	(1.5)	(17.6)	(10.7)	(15.3)	(1.0)	60.1	1.0
臨時·日雇労働者	100.0	34.8	(100.0)	(15.6)	(15.4)	(0.2)	(36.9)	(25.1)	(36.1)	(31.6)	(16.4)	(5.2)	65.2	-
派遣労働者	100.0	66.4	(100.0)	(38.5)	(39.7)	(7.5)	(28.5)	(0.0)	(61.3)	(5.1)	(13.4)	(-)	33.2	0.5
平成25年	100.0	52.3	(100.0)	(65.3)	(33.7)	(25.0)	(36.6)	(2.8)	(···)	(…)	(18.5)	(0.3)	47.5	0.2

第33表 仕事や職業生活に関するストレスの有無及び内容別労働者割合

注:強いストレスの内容(3つ以内の複数回答)は、平成27年調査と平成25年調査では選択肢が一部異なるため、比較には注意が必要である。

第3図 現在の仕事や職業生活に関することで強いストレスとなっていると感じる事柄がある労働者割合の推移



4 受動喫煙防止対策に関する事項

(1)喫煙の状況

職場で喫煙する労働者の割合は 25.1%[平成 25 年調査 31.7%]となっている(第 34 表)。

第34表 職場での喫煙の有無別労働者割合

(単位:%)

区分	労働者計	職場で喫煙する	職場で喫煙しない	不明
平成27年	100.0	25.1	74.7	0.2
(年齢階級)				
20歳未満	100.0	0.8	99.2	-
20~29歳	100.0	21.3	78.3	0.4
30~39歳	100.0	29.8	69.9	0.3
40~49歳	100.0	26.7	73.2	0.1
50~59歳	100.0	24.9	75.1	0.0
60歳以上	100.0	17.8	81.9	0.2
60~64歳	100.0	20.1	79.6	0.3
65歳以上	100.0	14.2	85.6	0.2
(性別)				
男	100.0	37.1	62.8	0.2
女	100.0	8.6	91.1	0.2
(就業形態)				
正社員	100.0	27.9	71.9	0.2
契約社員	100.0	21.8	78.2	-
パートタイム労働者	100.0	14.2	85.3	0.4
臨時•日雇労働者	100.0	51.4	46.8	1.8
派遣労働者	100.0	14.2	85.6	0.3
平成25年	100.0	31.7	67.9	0.4

(2)受動喫煙による不快や対策への意識

職場で他の人のたばこの煙を吸引すること(受動喫煙)があるとする労働者の割合は、「ほとんど 毎日ある」の 12.2%、「ときどきある」の 20.6%を合わせて 32.8%となっている。

また、受動喫煙があるとする労働者の割合を職場での喫煙の有無でみると、職場で喫煙する労働者では47.4%、職場で喫煙しない労働者では28.0%となっている。(第35表)

第35表 職場での受動喫煙の有無別労働者割合

		죠 チLata Lat			25 #L etn L#	
区分	労働者計	受動喫煙がある	ほとんど毎日 ある	ときどきある	受動喫煙がない	不明
平成27年	100.0	32.8	12.2	20.6	66.6	0.6
(年齢階級)						
20歳未満	100.0	37.8	7.6	30.2	62.2	_
20~29歳	100.0	36.6	13.9	22.8	62.8	0.5
30~39歳	100.0	35.5	13.6	21.9	63.7	0.7
40~49歳	100.0	31.4	12.5	18.9	68.1	0.6
50~59歳	100.0	29.1	10.1	19.0	70.2	0.7
60歳以上	100.0	31.1	10.3	20.8	68.4	0.5
60~64歳	100.0	32.7	12.3	20.4	66.6	0.7
65歳以上	100.0	28.5	7.1	21.5	71.2	0.2
(性別)						
男	100.0	40.6	16.9	23.6	59.1	0.3
女	100.0	22.1	5.7	16.4	76.9	1.0
(職場での喫煙)						
喫煙する	100.0	47.4	32.0	15.4	51.7	0.9
喫煙しない	100.0	28.0	5.6	22.4	71.7	0.3
不明	100.0	-	-	-	2.2	97.8
平成25年	100.0	47.7	22.0	25.7	51.3	1.0

注: 平成27年調査と平成25年調査では質問形式が一部異なるため、比較には注意が必要である。

また、職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無についてみると、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合は 18.4%[同 19.2%]となっている。

これを職場で喫煙しない労働者についてみると、「不快に感じること、体調が悪くなることがある」とする労働者の割合が 21.6%となっている。(第 36 表)

第36表 職場での喫煙に関して不快に感じること、体調が悪くなることの有無別労働者割合

(単位:%)

		不快に感じること、		不快に感じること、			
区分	労働者計	体調が悪くなる ことがある	よくある	たまにある	体調が悪くなること がない	不明	
平成27年	100.0	18.4	4.7	13.7	80.7	0.8	
(年齢階級)							
20歳未満	100.0	15.4	1.5	13.9	84.6	-	
20~29歳	100.0	19.6	6.6	13.0	79.5	1.0	
30~39歳	100.0	18.2	4.7	13.6	81.2	0.6	
40~49歳	100.0	19.0	4.8	14.3	80.2	0.7	
50~59歳	100.0	17.8	4.2	13.5	81.5	0.7	
60歳以上	100.0	17.2	3.4	13.9	81.0	1.8	
60~64歳	100.0	14.6	4.3	10.3	83.9	1.5	
65歳以上	100.0	21.4	1.8	19.6	76.3	2.2	
(性別)							
男	100.0	16.6	4.6	12.0	83.0	0.4	
女	100.0	21.0	4.9	16.0	77.7	1.4	
(職場での喫煙)							
喫煙する	100.0	9.2	0.8	8.4	90.3	0.4	
喫煙しない	100.0	21.6	6.0	15.5	77.7	0.7	
不明	100.0	-	-	-	6.8	93.2	
平成25年	100.0	19.2	5.0	14.2	79.2	1.5	

(3)受動喫煙防止対策として望むこと

職場における受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定としてとして望む内容(単一回答)は、「事業所の内部に空間的に隔離された喫煙場所(喫煙室)を設け、それ以外の場所は禁煙にすること」が20.7%と最も多く、次いで「屋外を含めた事業所敷地内全体を禁煙にすること」が16.5%となっている(第37表)。

第37表 職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定)別労働者割合

		受	職場に	望む受動喫煙対	対策(禁煙場	所の設定)(単	一回答)		
区分	労働者計	設定として職場に望むことがある動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の	禁煙にすること 禁煙にすること	屋外のみ喫煙可能とすること含哉)を禁煙とし、含む)を禁煙とし、調室、商談室等事業所の建物内全体(執務室、	れ以外の場所は禁煙にすることた喫煙場所(喫煙室)を設け、そ事業所の内部に空間的に隔離され	・	煙可能場所と禁煙場所を区分する 生記以外の方法で、事業所内の喫	何も望むことはない	不明
平成27年 (年齢階級)	100.0	57.6	16.5	12.6	20.7	4.3	3.5	41.6	0.7
20歳未満	100.0	38.9	21.7	0.6	6.6	8.8	1.2	61.1	_
20~29歳	100.0	55.8	15.3	13.1	21.2	3.4	2.8	43.8	0.4
30~39歳	100.0	55.8	15.0	12.0	21.2	3.9	3.6	43.4	0.8
40~49歳	100.0	59.4	17.7	12.5	20.5	4.9	3.8	39.9	0.7
50~59歳	100.0	60.1	15.7	13.8	22.1	4.5	3.9	39.7	0.2
60歳以上	100.0	57.1	19.3	12.8	18.4	3.5	3.1	40.4	2.4
60~64歳	100.0	62.7	17.3	12.2	25.2	3.4	4.6	35.0	2.3
65歳以上	100.0	48.1	22.6	13.6	7.4	3.8	0.8	49.3	2.6
(性別)									
男	100.0	57.3	13.6	12.0	22.3	5.6	3.7	42.3	0.4
女	100.0	58.1	20.4	13.5	18.6	2.4	3.3	40.7	1.2
(受動喫煙の有無計)									
ある	100.0	69.0	19.4	14.8	21.4	7.8	5.6	30.9	0.1
ほとんど毎日ある	100.0	60.7	10.0	13.7	20.8	8.4	7.7	39.2	0.2
ときどきある	100.0	73.9	25.0	15.4	21.8	7.4	4.3	26.0	0.1
ない	100.0	52.2	15.1	11.6	20.4	2.5	2.5	47.1	0.7
不明	100.0	42.7	5.3	6.8	18.2	7.4	5.0	23.6	33.7

また、職場における受動喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定以外に望む内容(複数回答)は、「喫煙可能区域を事業所内に掲示等して周知すること」が27.5%と最も多く、次いで「たばこの煙を低減する装置(空気清浄装置)を設置すること」が24.5%となっている(第38表)。

第38表 職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)別労働者割合

													半世.70/
		受 職場に望む受動喫煙防止対策(禁煙場所の設定以外)(複数回答) 動											
区分	労働者計	以外で職場に望むことがある勁喫煙防止対策のうち、禁煙場所の設定	関知すること喫煙可能区域を事業所内に掲示等して	装置)を設置すること 装置)を設置するまと	時間以上)を実施すること 量が70・3×(喫煙席数)立方紅/ ・でカメートル以下に維持又は換気の定以上の換気(粉じん濃度0・15	メンテナンスすること 気装置、空気清浄装置等)を定期的に 喫煙可能区域に設置した機器(屋外排	濃度、一酸化炭素濃度等を定期的に測 製煙室の出入口の気流又は浮遊粉じん	修を開催又は外部の説明会に参加する に期的に受動喫煙防止対策に関する研	に対する教育や禁煙指導(たばこの害 に対する教育や禁煙指導(たばこの害	設定など)を実施すること喫煙可能な時間の制限(禁煙タイムの	左記以外で何らかの対策を実施	何も望むことはない	不明
平成27年 (年齢階級)	100.0	50.8	27.5	24.5	7.5	17.6	5.9	4.3	13.7	12.7	4.0	47.9	1.3
20歳未満	100.0	30.6	21.1	7.0	0.6	7.8	0.8	0.7	1.2	3.3	1.0	69.4	_
20~29歳	100.0	48.6	29.5	26.9	7.8	19.0	5.3	3.6	12.0	11.4	3.3	50.3	1.1
30~39歳	100.0	53.4	25.3	28.5	9.8	19.8	7.0	4.9	12.8	12.6	5.6	45.0	1.5
40~49歳	100.0	52.0	28.7	24.7	6.7	17.5	5.6	4.1	13.0	13.6	3.9	46.9	1.2
50~59歳	100.0	51.4	29.4	21.0	6.8	15.6	5.6	5.1	15.6	12.4	3.1	47.9	0.7
60歳以上	1000		000	18.8	5.6	15.1	6.3	3.4		14.4	3.0	52.1	0.0
	100.0	45.6	23.9	18.8	3.0	10.1	0.3	3.4	18.2	14.4	3.0	JZ.1	2.3
60~64歳	100.0	45.6 50.5	23.9 29.0	22.1	7.9	17.9	6.3 8.5	4.7	18.2 19.8	17.1	4.6	47.5	2.3
60~64歳 65歳以上 (性別)	100.0	50.5	29.0	22.1	7.9	17.9	8.5	4.7	19.8	17.1	4.6	47.5	2.0
60~64歳 65歳以上 (性別) 男	100.0 100.0 100.0	50.5 37.5 48.9	29.0 15.7 26.8	22.1 13.5 23.0	7.9 1.7 6.5	17.9 10.5 16.6	8.5 2.7 5.1	4.7 1.2 4.5	19.8 15.6 12.3	17.1 10.1 11.4	4.6 0.4 4.3	47.5 59.6 50.0	2.0 2.9
60~64歳 65歳以上 (性別) 男 女	100.0 100.0	50.5 37.5	29.0 15.7	22.1 13.5	7.9 1.7	17.9 10.5	8.5 2.7	4.7 1.2	19.8 15.6	17.1 10.1	4.6 0.4	47.5 59.6	2.0 2.9
60~64歳 65歳以上 (性別) 男 女 (受動喫煙の有無計)	100.0 100.0 100.0 100.0	50.5 37.5 48.9 53.6	29.0 15.7 26.8 28.6	22.1 13.5 23.0 26.4	7.9 1.7 6.5 8.9	17.9 10.5 16.6 18.9	8.5 2.7 5.1 7.0	4.7 1.2 4.5 4.1	19.8 15.6 12.3 15.7	17.1 10.1 11.4 14.6	4.6 0.4 4.3 3.5	47.5 59.6 50.0 45.0	2.0 2.9 1.2 1.4
60~64歳 65歳以上 ((性別) 男 女 (受動喫煙の有無計) ある	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	50.5 37.5 48.9 53.6 59.2	29.0 15.7 26.8 28.6 33.2	22.1 13.5 23.0 26.4 29.7	7.9 1.7 6.5 8.9	17.9 10.5 16.6 18.9	8.5 2.7 5.1 7.0 6.5	4.7 1.2 4.5 4.1 6.5	19.8 15.6 12.3 15.7	17.1 10.1 11.4 14.6	4.6 0.4 4.3 3.5	47.5 59.6 50.0 45.0 39.4	2.0 2.9 1.2 1.4
60~64歳 65歳以上 ((性別) 男 女 (受動喫煙の有無計) ある ほとんど毎日ある	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	50.5 37.5 48.9 53.6 59.2 50.7	29.0 15.7 26.8 28.6 33.2 28.6	22.1 13.5 23.0 26.4 29.7 27.6	7.9 1.7 6.5 8.9 8.5 6.6	17.9 10.5 16.6 18.9 19.6 17.9	8.5 2.7 5.1 7.0 6.5 4.4	4.7 1.2 4.5 4.1 6.5 5.2	19.8 15.6 12.3 15.7 16.2 11.2	17.1 10.1 11.4 14.6 15.3 12.5	4.6 0.4 4.3 3.5 6.3 6.0	47.5 59.6 50.0 45.0 39.4 47.4	2.0 2.9 1.2 1.4 1.4
60~64歳 65歳以上 (性別) 男 女 (受動喫煙の有無計) ある ほとんど毎日ある ときどきある	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	50.5 37.5 48.9 53.6 59.2 50.7 64.3	29.0 15.7 26.8 28.6 33.2 28.6 35.8	22.1 13.5 23.0 26.4 29.7 27.6 31.0	7.9 1.7 6.5 8.9 8.5 6.6 9.6	17.9 10.5 16.6 18.9 19.6 17.9 20.6	8.5 2.7 5.1 7.0 6.5 4.4 7.7	4.7 1.2 4.5 4.1 6.5 5.2 7.3	19.8 15.6 12.3 15.7 16.2 11.2 19.2	17.1 10.1 11.4 14.6 15.3 12.5 16.9	4.6 0.4 4.3 3.5 6.3 6.0 6.5	47.5 59.6 50.0 45.0 39.4 47.4 34.6	2.0 2.9 1.2 1.4 1.4 1.9
60~64歳 65歳以上 ((性別) 男 女 (受動喫煙の有無計) ある ほとんど毎日ある	100.0 100.0 100.0 100.0 100.0 100.0	50.5 37.5 48.9 53.6 59.2 50.7	29.0 15.7 26.8 28.6 33.2 28.6	22.1 13.5 23.0 26.4 29.7 27.6	7.9 1.7 6.5 8.9 8.5 6.6	17.9 10.5 16.6 18.9 19.6 17.9	8.5 2.7 5.1 7.0 6.5 4.4	4.7 1.2 4.5 4.1 6.5 5.2	19.8 15.6 12.3 15.7 16.2 11.2	17.1 10.1 11.4 14.6 15.3 12.5	4.6 0.4 4.3 3.5 6.3 6.0	47.5 59.6 50.0 45.0 39.4 47.4	2.0 2.9 1.2 1.4 1.4